

平成23年3月15日(火曜日)

(会議第3日目)

応招議員

		2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
4番	欠番	5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一	9番	畦地一弘
10番	森治史	11番	門田仁和子	12番	西村策雄
13番	欠番	14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下芙佐雄	17番	欠番	18番	明神照男
19番	山本久夫	20番	小永正裕		

不応招議員

1番 村越比佐夫

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	濱田仁司	地域住民課長	大塚一福
建設課長	武政登	海洋森林課長	谷口明男
会計管理者	野並純	教育委員長	生駒進
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 伊与木美穂

議事日程第3号

平成23年3月15日 9時00分 開議

日程第1 議員提出議案第68号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採択)

日程第2 陳情第55号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 一般質問

●議員から提出された議案

議案第 68 号 東日本大震災復興支援に関する決議について

議 事 の 経 過

平成 23 年 3 月 15 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

これから、日程に従って議案審議を行いますので、よろしくをお願いします。

これから本日の会議を開きます。

議案審議に入る前に、一言、今回の東日本大震災で被災された皆さまに対して、心からお見舞い申し上げます。

3月11日に発生した東日本大震災は日がたつにつれ、その被害の実態が明らかになってきております。

報道によれば、地震の規模を示すマグニチュードは国内の観測史上最大の9.0とされ、建物崩壊や土砂崩れ、火災などが各地で発生。また、この地震による津波は、福島県相馬港で7メートル以上を観測するなど、国内のほぼ全域に襲来、甚大な被害を与えております。

特に、宮城県南三陸町では、人口1万7,000人のうち1万人と連絡が取れないとの報道がされております。また、黒潮町とはカツオ船の操業拠点として、古くから縁の深い気仙沼港のある気仙沼市も、現地からの情報では、市の大半が津波の被害を受けているなど、東日本大震災で各市町村は壊滅状態の危機にさらされており、国の迅速な対応や各関係機関の協力、支援により、一日も早い復興を願う次第であります。

一方、原発事故も発生しており、被災された方もいるとの報道がされており、事故拡大が懸念される原発の問題ですが、すでに被爆された方がいるとのことでありますが、これ以上被害が拡大しないよう、国および関係者は最善の努力を尽くすよう要請するものです。

また、行方不明となっている方々については、一刻も早く無事に見つかることをお祈り申し上げます。

この津波の影響により黒潮町でも、避難途中で転倒し、けがをされた方が1名おられました。そのほか高知県下でも、須崎市、四万十市等の漁業関係に相当の被害が発生しておりまして、一日も早い原状回復を願うものであります。

以上です。

この際、被災に遭われて亡くなられた方々に対して黒潮町議会として黙とうをささげたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

それでは、ご起立をお願いします。

黙とう。

（黙とう）

黙とうを終わります。

ご着席ください。

これから諸般の報告をします。

村越比佐夫君から欠席の届け出が提出されましたので報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

私の方からも、東日本大震災で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げたいと、そのように考えております。

2011年3月11日午後2時46分ごろ、三陸沖を震源に国内観測史上最大のマグニチュード9.0の地震が発生し、津波、火災などにより広範囲で甚大な被害となりました。発生から4日たった現在でも犠牲者の数すらも特定できないほどの震災は、当町とも関係の深い気仙沼をはじめとする多くの町をのみ込みました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りし、また現在避難所で不便な生活を強いられている皆さまが一日も早く元の生活に戻れることを心よりお祈り申し上げます。

被災地の一日も早い復興のため、できる限りの支援をしていきたいと思っておりますので、議員の皆さまをはじめ、住民の皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 9時 19分

再 開 9時 32分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議員提出議案第68号、東日本大震災復興支援に関する決議についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

明神照男君。

18番（明神照男君）

ただ今、議長より、東日本大震災についての決議文の趣旨説明要請ありましたから説明させていただきます。

実は昨日、私たち産建委員の中で、議案審議で特産品の説明を審議をしておりました。その中で、黒潮町の特産品を支援物資として送った方が一番宣伝効果があるがやないろかというような話もありまして、そういう中で、そうやねいう話になったようなわけでございますが。そういうことで、まず先ほど議長のごあいさつにもありましたが、三陸地方の多くの被災者の皆さんにお見舞いを申し上げまして、この震災の決議の趣旨説明をさせていただきます。

去る3月11日に発生した東日本大震災につきましては、皆さんもご存じのように日がたつにつれて、ほんとに被害の大きさと申しますか、そういう報道がテレビまたは新聞でなされております。そういうことで、ありがたいことではございますが大西町長の方から、町としても一番かかわりの強い気仙沼市に対して支援をというお話が事務局長の方にございまして、それで私、個人的にもそういうかかわりが強い中で提案をさせていただくことになりました。趣旨につきましては、皆さんのお机に配布されておいでるようなことでございます。

そういうことございまして、この決議につきましては、今、説明を聞いていただいたように、議案会議規則第13条の規程によりまして提出したいと思っております。

平成23年3月15日、黒潮町議会。

以上です。

どうぞよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

これで提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 68 号、東日本大震災復興支援に関する決議についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ご苦労さんでした。

（明神議員から「それではよろしくお願い致します。どうもありがとうございました」との発言あり）

お諮りします。

ただ今、議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

議員提出議案第 68 号、東日本大震災復興支援に関する決議についての反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議員提出議案第 68 号、東日本大震災復興支援に関する決議についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 68 号は原案のとおり可決致しました。

日程第 2、陳情第 55 号、燃油減免制度の継続を求める陳情についてを議題とします。

陳情第 55 号、燃油減免制度の継続を求める陳情についての委員長報告を行います。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

産業建設常任委員会に付託されました、陳情第 55 号、燃油減免制度の継続を求める陳情につきましては、3 月 14 日午前 9 時から本庁 3 階の第 3 会議室で委員全員出席の下、採択か否かの審査を行いました。

それではまず、本陳情の概略についてご説明致します。資料は皆さまのお手元にあると思いますので、そちらをご覧ください。

地方税法の改正に伴い、免税軽油制度や、A 重油の免税、還付措置が、このままでは平成 24 年 3 月末で廃止される状況にあります。この制度により、農漁家の皆さんは厳しい中でも経営を必死に維持しているのが現状ですが、そうした中でこの制度が廃止されると本県産業の中心である農漁業経営への影響は深刻であります。こうしたことにより、先に述べました免税軽油制度や、A 重油の免税、還付措置の継続をしていただくことを強く求める意見書であります。

委員の中より、この意見書もちろん大切なことではあるが、農漁家を守り、食料の自給率を上げるためにも国を挙げてもっと根本的な対応が急務ではないかという意見もありましたので、ここで付け加えさせていただきます。

以上の内容のとおり慎重に審査を行った結果、全会一致で採択するものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第 55 号、燃油減免制度の継続を求める陳情についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第 55 号の討論はありませんか。

反対討論から。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで陳情第 55 号の討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

陳情第 55 号、燃油減免制度の継続を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 55 号は委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

日程第 3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

議長から発言のお許しが出ましたので 4 点について質問を行います。その前に、5 日前に発生しました東日本大地震による大津波で大変な被災に遭いました方々、また、多くの人々が亡くなりました。東日本の被災

に遭った方々に心からお見舞いと哀悼の意を申し上げたいと思います。

また、3週間前に発生しましたニュージーランドの南の島、クライストチャーチで地震に遭い、尊い命をなくしました青春時代真ただ中の若者たち。そして、二十歳前後の女性や男性の方々。イングリッシュをマスターしたいとして向学心に燃えて渡航した人々が、本当に安心して一番楽しみな昼食の時間に突然の地震に遭い多くの方が亡くなりました。また、若い方が多く、どんなにか恐ろしく、つらい思いをしたことでしょうか。胸が張り裂けるような気持ちでいっぱいでございます。心からのご冥福をお祈りしたいと思います。

日本のいわゆる地震対策におきまして9年前にニュージーランドを訪問したとき、フェアフィールド中学校のイアンバック先生が、ニュージーランドは地震国である、日本の地震対策はいかがでしょうかという話を伺ったことがございます。やはり地震対策は日ごろの備えとともに、地域のいわゆる実情を調査することが大事ではないでしょうか。一緒に地震対策について取り組んでまいりましょうと、そういう話をしたことがございます。ニュージーランドの皆さま方、また、日本の留学生の方々にも心からの哀悼の意を重ねて申し上げたいと思います。

では、4点について質問を致しますが、まず第1点でございます。第1点は、23年度の当初予算の重点政策はということで、町長、または担当の方々に質問を致します。

景気の低迷によりまして、ご承知のとおり、高校生、大学生の就職、いわゆる大氷河期が続いておりますが、県は県勢浮揚ということで産業基盤の底上げに取り組んでおります。また、福祉と教育、普通建設事業においても5年ぶりに大幅な増額となっておりますわけでございますが、黒潮町の23年度当初予算の編成と概要、重点項目を見ますと、詳細な施策または収支の状況が記されておるわけでございますが、昨年は高知県からいわゆる非常に大事な二次産業の太平洋セメントが閉鎖をされました。そうして、先端企業数社が福井県に移転をされました。非常に残念でございます。それとともに県の人口が1年間に3万2,000人の減でございますが、このことは県全体はもとより黒潮町にも相当の影響があるのではないかと、そのように危惧（きぐ）を致します。

町のいわゆる活性化への取り組み、県との連携についてどのように取り組んでいかれるか。それとともに町のいわゆる財政シミュレーションと、いわゆる財政マネジメント。いわゆる事業とのバランスについて執行部はどのようなお考えで対応されるか、まず伺いたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

今日から一般質問でございます。丁寧な答弁を心掛けてまいりますので、よろしくお願い致します。

それではまず通告書に基づきまして、西村議員の、県とどのように連携を図るかという質問にお答え致します。

ご指摘のとおり、平成23年度高知県一般会計当初予算は前年度比55億円増の4,337億円の計上となっております。積極予算であると認識しているところでございます。概要としましては、5つの基本政策と、その政策に横断的にかかわる事業ということでございます。

1点目の経済の活性化につきましては、前年度比28億円増の225億円が計上されています。県と関連した予算計上につきましては、産業振興推進総合事業としまして7,524万円を、地域産業育成としまして、レンタルハウス整備事業に4,413万円などを計上させていただいてるところでございます。今後は地域の産業の実情を踏まえ、政策提案をしてみたいと考えてるところでございます。

2点目のインフラの充実と有効活用につきましては、普通建設事業としてご指摘のとおり、前年度比53億円増の807億円が計上されています。中でも、特に道路予算につきましては、17億円増の重点配分となっております。

ます。本町におきましても、県道の整備計画箇所を随時整備いただいているところでございますが、秋丸佐賀線のように大規模な改良が必要な路線につきましては早期完成を、また、大用大方線のように局部改良の計画箇所の終了見通しがついた路線につきましては、新たな整備計画の策定を要望しているところでございます。

3 点目の教育につきましては、教員の加配やスクールソーシャルワーカーの配置等がございますが、ほかにも予算計上させていただきました副読本の製作や放課後子ども教室などがございます。また、学力テストに代わる到達度調査を県と連携して実施しているところでございます。

4 点目の防災につきましては、これまでも避難タワーをはじめ各種防災対策を県と連携しながら進めてきたところでございまして、12 月補正でも事業自体は繰り越しになりますが、避難道の整備についての予算をご承認いただいたところでございます。また、昨年末から検討を始めました農村災害対策整備事業の 24 年度事業採択を目指し、年度明けから県と調整に入る予定でございます。

5 点目の長寿県構想につきましては、予算計上させていただいております、あったかふれあいセンター事業を予定しているところでございます。ふるさと雇用再生基金を利用した県事業でございますが、基金が 23 年度で終了するため、来年度以降は町負担も想定しているところでございます。県下の市町村で先進的に取り組まれておりますので、県から情報をいただき、より良いサービス提供に努めてまいりたいと、そのように考えております。また、策定予定の地域福祉計画も、その策定委員に県から参加していただく予定でございます。そのほかにも、現在派遣いただいております地域支援企画員や、来年度新たにまちづくり課に派遣されます職員を通じて県との連携を図ってまいりたいと、そのように考えております。

いずれにしましても、県と市町村の抱える課題は同じであると、そのように認識しております。単に、県の補助事業を活用するだけでなく、現場である市町村の実情を正確に伝え、政策立案過程に参加することが重要であると、そのように認識しています。これまで以上に意思疎通を密にし、政策提案を行いながら県との連携を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

2 回目の質問を行います。

高知県内ですすね産業基盤の底上げ、また、福祉行政等々につきましても、ただ今答弁をいただきましたが、非常に大事なのですすね、答弁にもございましたけれども、財源の、財政の活用についてですすね積極的にいわゆる取り組んでいくということですが。そのマネジメント言いますか、運用が非常にこれからは、運用の仕方によってですすね、事業の推進、取り組みが非常に変わってくる。その効果も顕著に現れてくると、これは基本でございますが、そのことについてですすね、やはり地方は地方独自のいわゆる取り組み方、これが非常に重要ではないかと思うのですが。

県との連携の中でですすね、非常に危惧（きぐ）されるのはですすね、知事の発言の中にですすね、産業基盤のこの底上げに取り組むと、非常に困難でもあるとも言われておるわけでございますが。ご承知のように、いわゆる今、国もいろいろと大災害を受けて大変な状態でございますが、いわゆる国の政治の中で空白の 20 年とも、また、それを決定づけた 10 年とも言われております。近年の 10 年間で非常にダメージを与えた。国民の生活にいわゆるダメージを与えた。

そのことについてですすね、いわゆるこれは高所に載っておったわけでございますが。シンガポールのいわゆる政府要員がですすね、太った敗者と。あれだけその潜在力があるのに、いわゆるこれから先の将来に向かって

の国の取り組み方が非常にまずかった。そのことをはっきり述べております。シンガポールのいわゆる高官たちは、この日本を反面教師としてですね、いわゆる立派な、どういことがあっても揺るぎのないような国にするように取り組んでいこうと、そういうことが記載されておるわけでございますが。問題はですね、やはりその財政と産業の活性化の中で、その効果の見極め、非常に大事だと思います。

この当初予算にもさまざまな黒潮町のいわゆる産業活性化の予算が組まれておりますが、一見見るとですね、非常に広く浅く配分しておるなあと。しかし、あまりにも独自のですね、黒潮町独自のその新しい取り組みが見えない。取り組みがあってもですね、非常にこう浅過ぎる。そういうふうに感じます。黒潮町で生産した品物は独自で販売ルートに自分が乗せていく、自分が独自で販売すると。それは有名なブランドの会社等々をお願いすることも結構ですが、その前に町独自のいわゆるメインとなる事業を立ち上げる。これがね、そうでないと大変な、大事なですね、そのところを企業に食われてしまう。どの企業でもですね、いわゆる有名なブランドの企業はね、自分独自で生産、販売等々を行っているわけでございますので、もうそろそろこれだけのいわゆる当初予算の概要説明等々ができるわけですので、切り替えのときじゃないかなあ。この当初予算の概要説明等々を見まして、いよいよ出たか、いよいよ来たかと、いよいよ待ちに待ったものが出てきたなあと、そういうふうには感じました。狭いところではございますが、佐賀はそういうことで取り組んできましたよ。机上の考えでは駄目なんです。課長も含めてね、やはり議員の研修には一緒に行くべきなんですよ。そこに何かある。先進地に行って大事なことを見抜く、取り入れる。これが大事なんです。

黒潮町は非常に、私は人材も豊富やし、資源も豊富と思うのですが、その点について今後新たな、いわゆる町長としての取り組み。それをひとつ簡単に結構ですので、ご答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えします。

まずは、財政のマネジメントのお話でございます。

ご承知のとおり、現在、第3次財政シミュレーションを策定しております、それに基づいた運用をしているわけでございますけれども、第4次策定を23年度中に計画しております。ここでは大幅な見直しも避けられないと、そのように考えているところでございます。

1つは、平成22年度の当初91億3,000万に比べまして、10年後の平成31年、これは58億8,000万。約3分の2に予算規模が縮小するわけでございます。3分の2に縮小すると申し上げましても、全体が平均で3分の2縮小するわけではございません。当然のことながら義務的経費の圧縮が非常に難しいということから、そのしわ寄せはどうしても投資的経費に回っていくわけでございます。これをいかに回避していくか。そのようなマネジメントが求められていると、そのように考えております。

特に、第3次財政シミュレーション策定時に向こう約10年で100の主要事業を抽出し、約170億円の投資をする予定となっております。中にはもう消化したものもございすけれども、今後の地方交付税の動向等々を鑑みながら事業の取捨選択、あるいは延期等々も検討していく必要があると、そのように考えているところでございます。

また、産業振興についての予算配分についてでございます。ご指摘のとおり、指摘いただきました事項につきましては庁舎内でも認識を共有しているところでございます。しかしながら、税金という形で原資を用意している以上、ある一定の公平感というのは担保していかなければならない、それも考えておるところでございます。そういった中で、本年7,000万以上の計上をさせていただきました加工場の建設。これにつきましては、

単なる加工場ではなくて町内の既存の商品と販路のマッチング、そういった商社機能も持ってしかるべきだと、そのように考えております。これにつきましては、県の東京のアンテナショップ、まるごと高知が同じような機能でやっているところがございます。売り上げに対する少しご批判もあろうかと思いますが、その陰に隠れた商社機能、こちらの機能は非常に優れていて、経済効果も非常に高いわけでございます。当町が目指す加工場もそのような機能を設定しなければならないと、そのように考えているところでございます。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

町長ね、特産品を作って売るということは大変なんですよ。非常に大変なんです。それを考えますと、どうしても黒潮町内の産品をどう、いわゆる選んで取り組んでいくか。材料はあるんですよ、材料はある。

しかし1点ね、非常に危惧（きぐ）されるのはですね、ほとんど取り組んでないのはですね、あの山間地域の梶原等々、四万十町におきましても、廃材をいわゆる使用したペレット等々、またはセメント会社への石炭に代わる燃料の一つとして取り組んでおるわけでございますが、いわゆる町の資源を徹底的に活用していくと、そういうことが非常に大事かと、これからは大事じゃと。石油もどうなるか分かりません。あんな非常に中東地方が混乱しておりますので、ある資源を活用していく。最大限活用していく。これは行政指導で、いわゆる民間会社をお願いする、育てていく。ただし、道路がなければ運ぶことができません。残念ながら大方地区はですね、ヒラボテのですね11トンのダンプが入りませんわね、山へ。

だから、産業道としてどう取り組んでいくか。いわゆる山間地域の活性化とともに、県土のいわゆる地盤を広げていく。非常に大事かと思っておりますので、今後そういう方面について取り組む考えあるかどうか、そのことをお聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、ご指摘いただきました、町内の資源を使ったということでございます。

この木質ペレットにつきましては、県の新しく策定されました新エネルギービジョン。こちらでは重要視されてるわけでございますけれども、これが国の発表となりますと、全国で執り行われているこの木質バイオマス。これにつきましては事業効果がゼロと、そういった判定がございます。なかなか町単の財源だけでは取り組みが難しいと思っておりますので、県や、あるいは国の補助制度も活用させていただきながら取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

それからまた、中山間地への道路整備についてでございますけれども、ご承知のとおり高知県では1.5車線の先行整備ということで進めているところでございます。佐賀地区につきましては、現在取り組んでおります町道整備等々である一定整備が落ち着くのかなと思っておりますが、特に大方地域の中山間、こちらの道路整備が非常に遅れているわけでございます。先ほども普通建設事業のところで申し上げましたけれども、道路予算には17億円増の重点配分ということに県もなっておりますので、こちらを活用しながら中山間への産業道路の進入について整備をしてまいりたいと、そのように考えております。

また、大体の路線につきましては、目安が付き始めたところでございますけれども、懸案となっております大用大方線、あるいは岡本大方線。こちらにつきましては、整備個所の整備につきましては言うまでもなく、新規整備事業計画をどうしても立てていかなければならないと、そのように強く要望しているところでございます。議会の皆さまからもぜひご支援をいただきたいと、そのように考えているところでございます。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

なるべく要約して質問をしたいと思うのですが、第 2 点目でございます。

生活道の安全対策はということで質問致します。

ご承知のように、佐賀地区の伊与木川下流の河川改修が行われているわけですが、旧佐賀町の大橋、古い橋のいわゆる両岸が今改修されております。床上げもされておるわけですが、いわゆるここはですね、佐賀においては昔からの馬道であり、作業道であり、それが堤、護岸となったわけですが、いわゆる今回 3 メートルの幅の道になるということでございますけれども、この計画にですね、この 4 日にも県にも関係の議員と一緒に土木に行ったわけですが、この安全対策がないわけではございません。

この道路はですね、ご承知のように高校生の通学路でもありまして、または地域の人々の生活路でございますが、とりわけこの JR 駅へのですね、冬場の朝、そして晩の高校生の通学路でございますが、ほとんどこの道を、暗闇を自転車で走っております。または近年はですね、遍路道ともなっておるわけですが、しかし、この上部の拡幅をお願いしたところですね、県はこれは堤防やと、道やない。それにね、迎合するかのごとく町のいわゆる一部の中にはね、堤防やと、そういう話を公の場でもしますし、また、いわゆる 2 月 23 日に中村土木の課長と担当が来ましたが、そのときにもそういう話をする。車が通れんよにね、ポールを中へ立とうかと言う、そんな意見も出てる、地元の。しかし、この人たちはね、もともと地元の人やないがですよ。それ非常に困る。あの課長の中にね、いわゆるこの接続される所にね、または堤防を造った所にね、大きな田んぼ持っていった課長がおる。それはね、いわゆる魚屋さんが養殖を始めた。そのときに、いわゆる融通をしてやった。それとともに堤防のかさ上げは何回もしておるわけですが、何も反対しない。はいはい言うてやっちょう。私、自分のことは言いたくないんですけども、私、3カ所ある。ほとんど負けんばあ取られちよう。

問題はですね、その手すりをやってくれ言うたら、いわゆる河川の断面に問題があると、そういうことですよ。おんなじように言う、佐賀の町民の中に。まあ課長が言うたとは言いませんけれども、元の地権者はね、もともと馬道やから、昔から通りよう道やからね、子どもたちが非常に危険な状態やから広げたらどうぜ言いがよ。ほんなら、断面はどこからどこまでですか。そういうことになりますよ。河床ののり面の下、それから向こうののり面から上、ほんで田畑があって向こうのいわゆる傾斜が田んぼまで行ちゆう。これは、こっちもおんなじですよ、佐賀も。このことについてね、佐賀町時代ね、同僚議員がこのことで非常に憤慨して、佐賀の議場でこれを追及した。非常にもめた。しかし、こののり面については、地元の方々が使用許可を取っている方と、そうでない方がおったがですよ。しかし、そのことがきっかけでのり面の利用の許可を受けちよう。

だからね、考えたらね、いわゆる人の命にかかわることを、事故を防ぐにはね、みんなが譲り合いをせないかん。ところが、そういう時代がなくなったんですよ、なくなった。危険な。ほんなら言うことがある、こっちも。のり面どうしちようぜよということになる。そういうね、町民と町民とのいさかいとか対立を助長するような言葉を、ひとつこれは避けてもらいたい、これから。若者たちの通行の安全のために、やはり譲り合う。そういうね、黒潮をつくってもらいたい、町長。お願いしたい、これは。

またね、防護柵についても、議員の中にね、建設課長にお願いした。この拡幅をお願いしたら、いわゆる県もその当時はこんな話やなかった。4 メートルの申請をしたがですよ、してもくれた。両側へ手すりを付けるということまでやってくれちよう。ところが 3 メーターになってきた。ところが話し合いしだしたらね、堤防やと。ほな、幡多郡の堤防の上通らんいうたらどうなります。中村はどうですか。全部通行止めにしますか。ほ

んで、あの白石の前どうです。発電所のあのパイプを運ぶときに道がないからいうて、堤防の上に道を造った。日本国中そういうとこばかりですよ。

去年も行きました。長良川の川沿いのあの高速道路。あこも、ほんなら破ってこないかんろう。どうですか、何十キロ。そんなとこばかり。山国やから、川と山やから、平地には人も住む、道も必要なんですよ。堤防の上通るないう、どういうことです、これ。頭へくる、元地権者は。

特にね、考えてもらいたい、町長。事業をするにね、用地買収に僕ら反対したことはない、どこもここも、佐賀じゅうや。今度もあるぜよ、熊井のあのトンネルの上。高速道路の残土運ばないかんろ。わしも関係しちよう、どうするが。あんまりしでよったらね、窮鼠（きゅうそ）猫をかむいうことあるやろ。そこそこにしてね、町長。まあ頼むきのう、やっちゃって。みんな切羽詰まってるのお願いやき、何もこんなことをここで言いたい。ほんで、町民との対立も避けたい。

これね、1回の質問で終わりたいきね、ぜひ町長ね、町民の輪がどんどん、いわゆる町行政の発展とともに、それが豊かな町に、理解のある町に進めてもらいたい。それはどうしてもね、町長、職員が先に立ってやってもらいたい。地元だけではね、やはり溝が入ります、これ言うたら。しかし、この間23日に僕はだんだん頭へきて、その話も言いよりましたよ。通路にね、ポールを立てるという意見が出た。それだけはやめてもらいたい。

答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

西村議員の2問目、生活路と安全対策について、私の方からご答弁申し上げます。

ご質問の伊与木川の寺井堰（ぜき）下流の護岸改修工事は河川管理者である高知県が行っているものでして、その目的は洪水等による護岸背後の住宅居住地への河川水の浸水を防ぐ、いわゆる護岸のかさ上げ。そして、河川管理者が管理のために通る、いわゆる河川道の拡幅ということで行われております。この事業は平成23年度まで行うということになっております。従いまして、高知県が河川法によるところでは、この護岸は河川管理者の管理道という位置付けになっております。従いまして、一般通行人の方々への安全対策ということは取られておりません。

しかしながら、議員もご指摘のとおり、この管理道は県道中土佐佐賀線の佐賀橋から役場やくろしお鉄道の駅に向かうルートとしては最短のルートで利便性の高いことから、これまでも多くの住民の方々が日常的に生活道として利用されていることは周知の事実でございます。安全確保にガードレールをというご質問ですけれども、高知県幡多土木事務所の見解では、先ほども申し上げましたように、河川の管理道ということで設置はできないということでした。

町と致しましては、地域住民の方々の利便性の向上と通行の安全対策を講ずべく幡多土木と協議を行った結果、現在行われている河川の改修工事の完成を待って、河川法によるところのしかるべき措置を取って、地域住民の方々をはじめとする一般通行人のための転落防止用の安全策を講じていきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

万全な対策をというところで。本当はですねこれ以上質問しよったら燃え上がってね、何言いようか分からん

なってきた、まあ土木に話しちよりますので、そのこと一言ね。

その河川の断面うんぬん言うけんどね、課長に言いました、私。いわゆる佐賀町時代に同僚の議員がね、馬地出身の。非常に心配しましてね。馬地川、下の下馬地ですが、その河口の所の護岸をね、左岸は20メートル、ほんで右岸の河口は15メートル。あの川の中へ出すようになっちゃった。僕ら知らざった、それ。これを出したら、おまんら町は一流れになるぞいうて言うてきたがに本当かのういうことで、町長と、いわゆる地域住民と中村土木の人に来てもらうた。何回も話し合いした。ほんで、現地へも行った。現地へ行たら町の住民はですね、仰天したんです。22メートル、街へ来る。もともとあの地域は広い所でございますけれども、いわゆる洪水のときの湧水地帯なんです。

それともう一つ、津波のときにあこで水が広がるように、いわゆるイカダテとか、それからヘラカ。これ、ヘラカいうことは、船のへさきのことだそうですが、津波のときに船が傷むが、その残るとこはへさきだけやと。それが非常に揚がる。南海地震のときも、これが船が揚がっちゃりました。イカダテいう所は終戦後まで材木を流しておりましたので、そこで集積して、船に積むがと、横浜のいわゆる土場で池神さんの製材があったのですが、そこへ搬入をする。別々にそこで荷分けをしてた。

そこをね、課長に言いましたよ。そこまで断面にこだわるがやったら、あこの85メートル、延長、河口から右岸、幅5メートル50、向こうからの中間点でね、5メートル60。川の方へ出しちよりますよ。上を止めた。下も止めてくれるか思うたら、下出しちよらあね。そのおかげでね、町は町分、町分いうたらどこから言いますと、舂耕（ますこう）いう鮮魚店がございますが、あれからこっちが町分なんですよ。あれから向こうが浜分の方、いわゆる田所さんとのあの周辺までがカタマチいうことでございますが、とにかく町分が一番漬かった。平成後でもね、2年漬かっております。すねから上まで来るがですよ。

町長が言いました。もうちょうど議会になったばかりやから、どうすりゃあ言うたら、こんなことは何十年に一遍やき、こんながない言うて。天気には耳があるそうでございますして、明るる年またおんなしように大水やった。いわゆるね、もうのけえとは言いませんけれども、これ以上あの個所をあんまりせつきなやと、歴史があるがぜよと。川、向こう通っちゃったがぜよ、村越比佐夫君にも言いましたよ。向こう通ってね、池神さんの土場まで行っておった。松原沿いに川が流れてずとこう、今の三協自動車のとこ川でしたよ。

そういうことがございますので、もうね、堰して収まっちゃうがやから。通り道のことだけ言いようがじゃに、子どもが怖い。何でそんなことまで出すがです。そら町分の私どももね、やり込んじゃろ思うけど、そうはいかんぜよ。歴史いうの、文献もちゃんとあるがやきね。ほんでね、まあええわ。

これ以上話しても、またエスカレートしますので、まあ答弁お願いします。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

お答えします。

伊与木川の河川管理者は高知県でございまして、高知県が河川断面にこだわっているということでございましょうけれども、黒潮町と致しましては、その護岸の天端（てんば）、いわゆる一般通行人の方が生活道として供にされているところの安全柵は、工事の完了を待って対策を講じていきたいとそうように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

3 点目の質問を行います。

佐賀地区のですね、水源の歴史を守れということでございます。

ご承知のように佐賀地区の坂折前の河川敷はですね、いうたら昔から地下水の水源、湧水地帯としてですね、いわゆる守り神とかね、水神とか竜神とかを祭りましてね、水神坂の所の手前から下りていくと、あの断崖下りていくと、そこに竜神さん祭っておりました。

いわゆるね、そういう湧水地帯を守るために、佐賀の校下の代表たちの浄財で氏神さんを建立した。この代表はね、伊勢さんと島内さんですよ、酒屋。そこで宮総代が、何であこでみこしを止めて、シコを戻す言いますが、あれやるがじゃろうのういうき。策ちゃん、おまえ聞いちゃうらしいのう言う。うん、聞いちゃうぜ。この2軒が先導者になって佐賀校下の有力者から浄財を集めて、いわゆるその建立以来の、以後の修理等々も含めて現在に至っておった。

これはですね、何で竜神とか水神さん祭ったということはですね、日本古来のですね、やはり霊水信仰から来たものだなあと、そんなにも思うのですが。この水を使ってね、11 月の中ごろはですね、島内さん所が酒を造っておりましたので、杜氏（とうじ）が役場前のせきの真ん中へ行って、あの寒い水をくんでお酒を造りよった。そういうことで、うんと川の水を大事にする。その、たるを洗う責任者が中角のおじさんやった。びんを洗うがは浜の人やった。非常に昔はもう人はね、自然を大事にするということとともに人を配分してね、その地域守りよったがやね。それが最近、公園ということで公園になっておるのですが。

これ、河床をですね、これは県土木が掘り返すがですが、この湧水地帯を掘り返したり、土を盛ったり、これは議会に陳情があつて採択したわけですが、ここまでやるとはね、僕ら思ってなかった。毎年、掘り返す。そら良うしょう思うてやりようがやき、そら頭から否定はしませんけれども、それによって地下水が濁ったり、そういう心配はゼロよと、心配することはない。

じゃあ、今の役場前の寺井堰（せき）言いますかね、あの堰（せき）を 70 メーターばあ下へ下げる計画もあるがですね。これは水位は下がる、絶対下がる。今年の 1 月のように雨量ゼロの場合、または発電所がね、家地川発電所がいつまでも永久のもんやないと思う。その場合のね、水源確保。これね、そのことについてやはりね、佐賀住民は危惧（きぐ）しちょう。先人のね、そういういわゆる地下水をあがめてきた、神様があがめてきた。すべてね、これはいわゆるミマとかね、資源のない日本の中で、この資源を活用してともどもに生き抜いていくというね、そういう祈りから神々を祭ったがじゃないかなあと、そんなに思います。そんなに受け取れます。

課長の話じゃ大体完成はしたということですが、今もボーリングしよらあね、水源地を。あれは水が余ってやりようとは思えんがやけんどのう。水が余って困りようきボーリングしようがやないやお。何か関連があるがやないかなあ。ほんで、そこそこね、もうできたものはしようない。このへんで終了はできんがですか。これからもずっとこう掘り返しを続いていくがですかね。できれば 22 年度までに、どればあ町がここに投資をしたか。いわゆる高知県土木もどればあこの、今ね、コンクリも打ってくれてね、堰へ向いて流れるようにやってくれちょう。してくれちょう。この水がないとね、非常に困るんですよ。あの災害地もそうやろ。水が一番欲しい。暖房が欲しい。水がなかったら人間生きていけないんですよ。

そこまではいかんと思いますが、そこそこのところでブレーキをね、この行政のブレーキないもんかのう。町長、いかざったらブレーキかけちゃってくれた。もうそこそこの、できちょうのようなき。この今年あたりでね、終結宣言ができんがやろかね。どうです。その点をひとつね、お願いしたい。

ほんでボート、これ出ました。ボートが。じゃき、置く言いよう。できたら役場へ置いて、いざというとき

にどこへでも使えるボートにしてもらいたい。

そういうことをひとつ考慮できませんかね。答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

それでは西村議員の3問目の、佐賀地区の水源と歴史を守れということについてお答えを申し上げます。

ご質問は通告書にありました、日照りで河川の水位が下がったときの対応と、河川敷の掘り返しで地下水の下がったことと関連があるとしたらどう対応されるか。また、さらに22年度までに、この地区に消化した事業費はどれくらいかという3点についてお答えをしたいと思います。

まず、日照りで河川の水位が下がったときにはどういう弊害が起きるのかということを一般的に考えてみますと、まず取水堰（ぜき）からの取水量が少なくなりますので、下流域でのかんがい排水に支障を及ぼすことはもとより、この水を生活用水として利用されている方々の生活環境にも影響を及ぼすことになります。しかし、もっと深刻なものとしては、住民の方々の生命に直接危害が及ぶ飲料水の確保はどうなるかということが心配になるわけですが、旧佐賀町時代には平成12年10月ですか、伊与木川地下水調査というものが行われております。その調査結果を基に考察しますと、宮前橋から佐賀港に至る下流域には、地下マイナス5メートルからマイナス20メートルにかけて第3粘土層という河川水を浸透させない遮断層がありまして、地下マイナス20メートルから、さらにマイナス35メートルまでの第2帯水層という地下水源をその粘土層が覆っていきまして、議員もご承知のとおり、ここに旧佐賀町の水道の水源は打ち込みをしておきまして、河川の水位が下がっても飲料水の確保は十分行えるということになっております。しかしながら、先に申し上げました取水堰（ぜき）からの水を利用している、かんがい排水や生活用水への対応は雨水による自然の摂理に任す以外に方法がありません。

次に、河川敷の掘り返しも地下水の下がったことと関連があるとしたらということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、宮前橋より下流で第2帯水層まで打ち込みをされている井戸については河川の水位の変動によっては左右されないという調査結果が出ていますので対応策の必要もないと、そのように考えておりますけれども、地下マイナス5メートルまでの比較的浅い第1帯水層を利用している井戸水では、河川の水位の変動パターンがほとんど類似しているというふうな調査結果が出ていますので、伊与木川の水位の下がると、少なからず第1帯水層の地下水の水位にも影響を及ぼすことになろうかと、そのように考えているところです。

次に、平成22年度までの坂折の前の河川敷に費やした事業費についてですけれども、議員もご存じのとおり、伊与木川の河川は県管理の河川でございます。県の河川局部改良工事でこれまでに7億2,300万。防災対策しゅんせつ工事、いわゆる地域の要望によって堆積する土砂を取り除く工事ですけれども、それが1,101万7,000円。そして、水制工。ちょうど宮前橋の所にやっている石張り式の堤ですけれども、それに3,188万2,000円。そして、平成18年度から黒潮町で取り組んでまいりました、まちづくり交付金事業によりますところの坂折河川公園の整備事業で、いわゆる河川の所をやった工事費が824万円ということになりまして、合計致しますと7億7,413万9,000円ということになります。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

やはりですね、昔のころの話と、この伝統というかね、これは間違っただけでなかったですね。やはりこの水源。特に、僕ら子どものときはね、今の御池のヒョウタン池があったんです、河口の近に。それから、土俵池いうて丸池いうて、その丸池で泳いじゃいかんいうことでした。ほんで、水神坂泳いじゃいかん言うた。僕はオオオクテ（大奥手）見たんですよ、カナツキ持って。冬ね、氷みたいな水がどンドン湧いてくる。ああ、これが湧き水やな。水神坂、竜神祭っちょうき怖い。あこで事故も起きてね、怖い。いや、そこへ非常に悪りことしやけん行た。カナツキ持って。なんちゃおらざった。ウナギだけやった。神さんおらあつたね。じゃけど水は湧きよった、ごんごん。ああ、これがそうかと。

今言われるとおりにね、佐賀はね、いわゆる役場周辺を含めて、下流もそうですが、馬地辺りもそうです。宮前辺りも5メートル掘ったらね、ごんごん水が流れよう。潮が来たら上へ登りよう。言われるとおりに。その下にもう一つ層があって、いわゆる中間の水が流れよう。これ事実なんです。昔の人が水を大事にした。ここに神様を祭ったということはね、まあ実証されたようなものですが。

これから水も非常に貴重になり、大事になるがですが、ぜひともこの水源守るためにね、終結はやるがかどうかということの答弁がなかったようですが、もうそろそろね、できたようですので、終結宣言はせんがかのう。ひとつそれ聞きたい。するせんだけでいいです。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

お答えします。

高知県の方にも確認致しますと、現在行われている工事は、宮前橋の所はこれ以上の計画はないということでございます。

しかしながら、防災対策のしゅんせつ工事というのは、地域住民の方々の要望で土砂の堆積を除いてくれというのが、毎年毎年の部落要望でも出てきております。それが、この宮前橋の下流域にも多く土砂が堆積していることもありまして、それもなかなか取り除いてもくれない状況にもあります。

しかしながら、住民の方々のニーズというものも毎年ありますので、そういったところの調整を図りながら黒潮町も県に要望していくと、そのような考え方でおりますので、そのところまたご了承いただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

流れてきて、いわゆる河川の流域に支障が出ると、そういうことまでは僕は言いませんので、それは大いにやって、その河川の正常な状態に戻してもらいたい。それはひとつ要望します。

では、4点目に移ります。

中角の造成地の、いわゆるインターにかかる造成地の坪単価はなんぼぜよということで質問しますが。

ご承知のように、中角のインターチェンジのいわゆる住民の方々の移転先として造成されている所でございますけれども、どうもほぼ完成が近いじゃないかなあと、そんなに思います。完成後はですね、速やかに関係者ならびに町民の希望者に分譲されると思うわけですが、分譲の時期によってですね、いわゆるその坪単価が変わってくるのではないかと。いわゆるインターの用地で移転をされる方々はですね、分譲が遅れますとですね、この方々にいわゆるその造成費とともにね、この町の、あれは過疎法だと思いがですが、起債の金利がやっぱり加算されるがじゃないかなあと、こんなに思うわけですが。

まあ協力をしてくれる所やから、用地として。加算はせんぜよ、ゼロぜよと。そういうことはできるのかどうか、ちょっと難しいような気がするのですが。もし加算されるとなると、その方々の分譲地の単価に対してです。ね加算される金額。どの程度加算されるのか、その金額が分かればお聞きをしたい。

ご承知のとおり、この県内の自動車道もですね、今月の5日には中土佐まで開通致しましたし、来年は窪川のインター、平串まで開通するようでございますが。その後、いわゆる拳ノ川中角へと進ちよくなると思いますが、この拳ノ川の佐賀温泉が、今、こぶしの里になつちようがですが、さとかね。ここまでの予定と、中角のインターまでのいわゆる着工の予定。それが分かればお聞きをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

それでは、西村策雄議員の4問目の、中角の造成地の坪単価はということについてお答えをしたいと思います。宅地造成工事の中で、いわゆる分譲する部分の工事については、いわゆる黒潮町の販売収益ということになります。従いまして、国庫補助金や地方債といった、いわゆる依存財源は含みませんので、ご質問の地方債の金利が加算されるということはありません。

また、試算はされているかというご質問ですけれども、この工事はいわゆる交付金事業は平成22年度で終結を致しましたけれども、平成23年度にもまだ換地業務が残されております。そういう関係で総工事費の額がまだ確定できておりませんので、試算もまだ致しておりません。さらに、換地業務の費用のほかに宅地の鑑定費用も23年度の予算に計上しております。それらのことも考慮しながら、これからその後に分譲価格を決定していくと、そういうことになるかと考えております。

次に、高知自動車道についてのことでございますけれども、去る3月5日に須崎西インターから中土佐インターまでの7キロが開通致しまして、高知市から中土佐町までの所要時間は49分となり、四国4県を循環する8の字ルートの促進へ大きな機運を高めたところです。さらに、中土佐インターから窪川インターまでの14.8キロメートルについても平成24年度中の開通に向けて工事が進んでおりまして、高知県西部へのアクセスが向上して、命の道としての救命活動や産業振興に大きな期待が高まっているところです。

ご質問の、中角までの予定ということですが、これは私どもが一番待ち望んでいるところではございます。しかし、残念ながら現時点では、平成23年度の直轄事業の工事着工予定区間には入っておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

着工のいわゆる区間に入っちゃらん。まあ非常にかっかりですが、やはり陳情と運動をですね継続的にこういう事業は続けていかないとですね、運動が途中で切れますと要望のないところへは、今はやる、これもやると思いますよ。町もそうやと思いますよ。要望がないところへ向いて予算配分しますか。それと一緒になんですよね。何でこの今まで遅れたか。この56号線の片坂バイパスも前はそういう話やなかったけど、急にこうガタガタ変わってきた。国の予算も、ああいう借金もですね、地方合わせて大変な900兆円を超えたということですので、大変な状態ですが。なお、今回の大地震でですね、これ大幅に遅れるようなことが発生するがじゃないかと、そんなに思うのですが。

その点についてね、今後の取り組みの戦略。町長、大変やと思うのですが、これ非常に難しいと思うがですよ。しかし、それはそれで、100メートルでも200メートルでもやっぱり黒潮町へ向けて、あの片坂の御在所

森を貫いてもらいたいと。残土場はできてますのでね、残土場はあるがですから。もうその残土場を心配せんと、町長やったらえいがですきね。もう地元も了解して測量もできてますのでね、昔やっておりますので、ぜひこの点ね、町長。まあ暇ができたならそれへ行かないかんと思う、行きよらないかんと思いますので、ぜひ取り組んでもらいたいがですが。

まず、重点的にどこから取り組むかと、そういうことをちょっとお考えがあればお聞かせください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

片坂バイパスにつきましては、早期完成を強く要望しているところでございます。

懸案となっております、この拳ノ川佐賀間。これは、これまでも繰り返し申し上げてまいりましたけれども、その国幹会議の廃止に伴い、新たな整備計画の策定あるいは審議ができる所がまだ機能していない、いわゆる高規格幹線道路の整備計画が審議されるそのスキームがないということでございます。従いまして、拳ノ川佐賀間以外、当然全国でも新規事業着手はゼロでございます。

例えば安芸西芸西のような、ああいう地域高規格道路につきましては整備のスキームがあるわけでございますけれども、この高規格幹線道路につきましては、先ほど申し上げたような理由で全国で事業着手ゼロということでございますが、お伺いするところによりますと、社会資本整備審議会の委員選定が終了したそうでございます。これから審議されることになろうかと思っておりますので、夏ごろには大枠が見えてくるのではないかとそのように考えておりますので、今年の年度明けから、またこれまで以上に強く要望をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

新規ゼロと、これからも大変やということですが、こういう、これくらいですね遅れてくると条件変わりますのでね、とにかくやることは、そのときはとにかくやる。手抜きとは言いませんが、その空間の時期を何年か置くことですね、もう元へは戻りません。戻らんですよ。なぜか言いますとね、まあ言いたくないんですが、17年前にね、いわゆるこの促進同盟会をつくって、林さんの所と、今の杉村さん、宿毛と清水の。この人だけ応援してくれた、やらないかんにゃあと。いわゆる取り組み方が違うんですよ。

ほんでね、こういうことを言うと悪いがですが、やはり高規格道路の施工を知事も、非常に高知県も金を出しておりますので、知事との連携が非常に大事になると思います。拳ノ川までは何とか来ると、こぶしのさとの前までは。では、前も提案しましたが、それなら県の県費も使っていただいて、現道を小黒ノ川の奥の成又まで、そこまではやるぜよと。それから、アカリはもう県がやってくれと。難しい橋と隧道（ずいどう）は、これは県費の負担も要るがですが、国でどうぜよと。やはりね、誘い水がないといかんがですよ、町長。

町長、農業やっちょうけん分かんと思うけど、なんぼ性能のええポンプでもね、先、水をタービンのところへはめんと水来ませんでね、それと一緒にです。ぜひ町長、新しい若い町長でございますので、若い町長のいわゆる積極的に取り組む姿勢を見たらね、まあ知事もやはり分かる人ですので、知事のそこへはびっしり行くと。そういうことでひとつ取り組んでもらいたいがですが、その点どうですかね。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

県との連携につきましても、もちろんそのように認識しております。

また、拳ノ川佐賀間の事業着手前に県費で対応できないかと、そういったことも昨年度末から検討してまいりました。本省の道路局国道防災課長および知事、副知事と検討をした結果、県費でのインターチェンジ予定地の整備はできるものの、残念ながら国の事業着手前の県費での施工は租税免除が受けられないとそういったことで、当町としましてはそういった選択肢は選択することはできないといったところでございます。

知事につきましても、この拳ノ川佐賀間につきましては、県西部の道路事情は県政課題の重要課題のうちの上位に位置するものであると、そのような位置付けで強く国にも要望していただいているところでございます。今後も連携しながら強く要望してまいりたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

前向きに取り組むと、いわゆるね、斬新な提案、要望がないとほとんどね、従来の考えで取り組むとですね、もうほとんど予算はつかんと思います。

県費も含めていう考えがもう既にあるようでございますので、それに期待をしまして質問を終わります。

議長（小永正裕君）

これで西村策雄君の一般質問を終わります。

この際、11 時 5 分まで休憩致します。

休 憩 10 時 51 分

再 開 11 時 05 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、竹下芙佐雄君。

16 番（竹下芙佐雄君）

次の選挙には出ないということで引退を表明しておりますが、そのため今期最後の一般質問ですので、最後のお務めを果たさせてもらいたいと思います。

通告書に基づいてまず 1 点、財政運営についてお尋ねを致します。

私いつも、この財政問題については、やはり放漫な財政運営というか、しなくても構わない、やらなくても整う、そういった事業に多額の金をつぎ込んで、いわゆる高い買い物をしておれば、当然、財政的にも行き詰まってしまう。だから、少しでも必要最小限度に財政運営はとどめて、その中でやっぱし住民の要望するところの、住民の暮らしを支えていく。その住民の暮らしに軸足を置いた財政運営というものを常に求めてきたわけです。従って今回も、いわゆるこの財政運営について、まず昨年 12 月に国が地方自治体に対する地方債発行の手續を緩和をして、それを自治体の自由度を高める見直し案が各省庁に通達をされた。庁内に指示された。そして、そういうことでありますけれども、この市町村へのそのことに対する伝わり方がどんな状況となっているのか。この点が一つは私の心配する点であります。

まず、高知新聞の記事で読んだところでございますが、これまでの財政運営でも、いわゆる地方債に依存した財政運営が行われてきた。当町においても、昨年度の会計は 107 億 5,910 万 1,000 円。これが前年度の一般会計の決算額になろうかと思いますが、そういう財政運営の膨らみ。このシミュレーションで行くとですね、結局 72 億という一つのシミュレーションの財政計画の案が出て、その 72 億のシミュレーションに対して、昨

年度の22年度の107億5,910万1,000円というものは、かなり非常にこうシミュレーションからするとみ出した計画になる。結局、シミュレーションというのは、基本的な財政規模はこれだけやということになっておりますけれども、これが結局、自主財源の伸びによってね、町に入ってくる税収の伸びとかいろんな形での自主財源の伸びによって、今回、22年度が107億を突破するというのであれば問題はないんですけれども、自主財源の方は落ち込んでいく中で、一方で起債が大幅に膨らんできておるといふ、このことを一つ私心配をしておる。そして、今年度の当初予算では82億4,500万ということに落ち着いておりますけれども、シミュレーションの財政計画を、ずっとその前に立てた72億から75億というシミュレーションの財政計画の運用の中で立てられたものであるならば、結局、場合によっては、いわゆる膨らむときもあるけれども、縮むときもありますよということであるけれども、はや2年続きで結局オーバーを、シミュレーションの財政計画からしても2年連続でかなりはみ出した財政予算になっておる。その点が、非常にこう心配をしておるわけですが。

こうした財政運営の中でも、やはりこの一般会計を審査する中でね、やはりこの財源は必要でないじゃないかと思うような、思われるような予算の仕方が小さい事業費からこいでいろいろある。だから、そういったものはやはり、かなりこう厳密な財政運営の計画の中で見直しをやって、やっぱり健全財政運営ということの中で住民のこの暮らしを支えていく基盤整備事業とかいろんな形での、一次産業の支援とかいろいろな形のもの。あるいは福祉関係では、まあ国保会計、次に、2点目に質問することになっております、それも。そういったものにつき込む、いわゆる補充をする予算の確保をしていく、財源を確保していくという取り組みが私はどうしても必要になる。

現町長である大西町長に対してですね、特にこのことを期待をしておる。従って、どういうふうに関後の取り組みの中でしていくのか、ひとつお伺いを致します。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

竹下議員の1問目、財政運営についての質問にお答えさせていただきます。

まず、昨年9月27日の高知新聞に報道された地方債の手続きについてでございますが、自治体の自由度を高める見直し案を策定するよう政府総務省内に指示したとの内容はですね、平成23年1月25日に総務省自治財政局財政課より本町にも事務連絡がありました。その内容は新聞報道された内容と同じでございます、地方債協議制度について地方公共団体の自主性、自立性を高める観点から一部見直しを行うこととし、財政状況が良好な団体が民間資金債を発行しようとする場合は原則として協議を不要とし、事前届け出とすることなどを内容とする法改正を今国会に提出すべく現在検討しているという内容でございます。今のところ国会に提出したというような情報は伺っておりませんが、近々国会へですね提出されるものと思っております。

町と致しましては、このような法案が通ったとしても、協議不要で事前届け出制となってもですね、手続き事務の合理化であるというふうにとらえておまして、今後も起債の借り入れに当たっては、竹下議員が申しますように慎重なですね対応を心掛けていかなければならないというふうにご考えているところでございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ、できるだけ慎重に取り組みをしていただきたい。

今回、今朝ほども議決をされました東北地方の大震災においてですね、かなりな被害。いわば国の半分、経済面での半分が被災を受けるというふうにご考えておるわけですが、これによって相当、この黒潮町もいろいろ

な影響を受けることは必至だろうと思います。高知市では既に量販店なんかからトイレトペーパーとかいろんな品物、そういったものがもう既に隠されている。まあ、ないようになっている。そして、恐らく値上げをたくらんだ悪徳商人言いますか、かつての47年度のオイルショック当時とおんなじような形で商品がそうしてこう少のうなってくる。あるいは、野菜類でも長野県辺りからとか、ずっと各、北海道の方面から来る野菜類が、これが届かなくなるという面では、当然、青果なんかの物価が高騰する、商品が高騰するという、そういう状態も起きるんじゃないか。

経済面でも既に、親会社の被害によって、結局、電気を節約をするとかいろんな形で操業を停止をするという事で、こっちの高知県内のその下請け業者であるところの企業が既に仕事を休まざるを得ん、生産を中止しなきゃならんというような事態も既に起こっている。あらゆる面でそういうことと。

今日の高知新聞では、結局、児童手当なんかも見直しをする。減額補正で皆にも、結局、期待しておる児童手当なんか減額をされるという国の方針であると。そういう面で、今年度の予算もかなり見直しとかいろんな形で、結局、歳入面では非常に落ち込みが出てくるだろうという考えを持っておるんですが、執行部の方としてそういったことに、敏感にいう、恐らくこう受け止めてはおられるだろうと思いますが、とにかくどういう場合にしろ東北におけるあの震災問題を考えたときにはね、この当町、黒潮町においても、少々苦しい状態があっても乗り越えなきゃならんという考えが致します。そこで、執行部としてもこれからの財政運営というのは、やはりいろんなこれからの時代の想定もして、やはり住民の暮らしこそ大切にするという基本的な考え方でもって財政運営のあれをしていってほしいと思います。

町長の所信表明を見ましてもね、非常にこれが本当に前向きに取り組まれてくればですね、これはかなり住民の期待した町政と言えると思うんですが、問題は金、財源。この財政的裏付けを、財源的裏付けをどうするのか。このことにまで考えた、いわゆる当初の所信表明であるのかどうか、そのことをお尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答え致します。

財政面でのご心配をいただいてるご指摘でございますけれども、この基礎自治体のその財政運営、あるいは行政運営というものは、どうしてもこの起債を活用しての運営になっていると、そういったことになっているわけでございます。

しかしながら、ご指摘いただきますように、自主財源が乏しい中であまり放漫的に借金を続けると、起債残高を伸ばしていくと、こういったことは今後なかなか難しいと思っております。しかしながら、行政が行うすべての施策につきましては、議員ご指摘のとおりすべて住民の生活向上のための施策であると、そのように考えております。

また、その財源をどういった予算配分をするかということでございますけれども、それにつきましては議員ご指摘の住民生活に直結する部分、そういった所にも当然予算の配分がされてしかるべきだとは思いますが、ただし、過度のベーシックインカムを公的資金でやるというのは、これまでの日本人の勤勉性であるとか、あるいは忍耐力であるとか、そういった国民性がある一定失うことになるとそのように考えておりますので、景気動向、あるいは当町の財政状況、そして住民生活の総合的な判断の上から、財政運営、行政運営をやっていききたいと、そのように考えているところでございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

一応、答弁をいただいたわけですが、地方債に依存したいいわゆる財政運営というのは、これはどうしても放漫化をする。結局、金を借りて買い物をするということですから、なんぼでも財政運営は膨らんでいく。地方債によって。本当の収入はこればあしかないけれども、それへずっと方々から借金をして、その歳出の方を膨らませていけばなんぼでも増える。これは限界がないばあ膨らんでいくわけですね。借入金がかうどんどん借り入れやすいから、いわゆるいろんなローン会社から金を借りて、家庭でそんなことをやれば、もうこれはカード破産とかいろいろな形で破産した家庭がいくらでもあるんですけども、行政はそういうことはないと思うんです。

ただ、かって、その根拠のない、いわゆる財政のとらえ方というのは、かって民主党がいろいろなマニフェストですか、その発表したときに、どんだんその国は金がない言いよるけれども、いわゆる隠し財産がなんぼでもある、無尽蔵にあるんだという。だから、あれもできる、これもできるということで出した結果がですね、実際にその隠し財産というものを掘り起こしてみても、ほんのわずかしか出てこない。そういう、ただあるだろうという推測だけで、国のあれはいくらでもあるんだというようなことを方々で言われてきたわけですけど。そういった根拠のない内容でもって、ただ財政運営をどうにかなるだろうという見方ではなくて、やっぱりきちっとした金の使い方というものはやっぱりちゃんとしてほしい。これは意見になりますけれども。

2 点目の、町づくりに移らしていただきます。これ以上、論議しても 1 の時点では同じ答弁だろうと思しますので、2 点目の町づくり。

あくまでも、先ほどから申しておるとおり、行政の基本は住民が主体なんです。住民の生活が優先をするんです。ところが住民の、いわゆる生活状況というのは目を向けずに、今まで黒潮町が取り組んでこられたこの行財政運営の在り方というのは、結局、実際、町民が要望したことではなくて、役場の中でいろいろ考案されたいろんな形で、まあケーブルテレビの問題にしろ、それからいろんな事業の取り組みにしろ、実際には住民要求に応えた事業があまりにもないんじゃないか。そういうことにおいて、これからはやっぱり町民の生活基盤をどうするのか。一つには奥地における所の集落が、既に限界集落としてもどんだん過疎化が進んで、結局人々がもう住めなくなって、あと年寄りが 1 人か 2 人かくらいしか住んでいないというような、湊川の奥地とかいろんな所で、結局、人間が減ってきておる、高齢化が進んできておる。そういった限界集落をどう再生を、これをまた人々が住めるように再生をするのか。少のうても何とか人並みの暮らしができるくらいには、やはり残った人たちに手を施していくというようなことも、いわゆるこれからの行政が取り組む一つの行政課題だと思う。

その点を、どうやって生活基盤の立て直しを図るか、この計画があるのかどうか、一つその点。

それから 2 つ目には、国保、介護など住民負担の引き下げや経済面に対する支援策、これにどう取り組んでいくか。

まあ今年度の当初の国保会計を見ますとですね、国民健康保険で国庫補助金が、本年度、国庫補助金を 3 億 3,099 万 5,000 円という計上であります。これはもう到底、もう既にこの金は、国からはこれだけの収入はあり得ないということはもうはっきりしておる。しかしながら、ここで 3 億 3,099 万 5,000 円という数字を挙げておかなければ、結局この予算書が成り立たないということで、このことについては大体 6 月のいわゆる条例改正によって、この分で、いわゆる収入見込みから歳入欠損として出てきた数字に対して、これを条例改正で補てんをするということですけども。もし、その条例改正がまた否決された場合には、この金は一体どうするのかという問題がある。少なくともやはり一般会計から繰り入れをやって、そして一応、住民負担を抑えるということくらいはやね、執行部としてやっぱり考えるべきではなかったのか。住民に負担を掛けんと国保会計

はどうにもならないというような形でこれからの国保運営がやっていけなくなるとか、いろんな形でこういう何を。

先ほどの新聞の報道日をちょっと9月の7日ということ、これ国保税の値上げ、高新で出されてるのは、国保値上げで生活できんというのが、去年の12月の12日の高知新聞の報道で出されてる。このときにですね、この県内でも加入者が悲鳴を上げている。今の段階でもう、いわゆる現にこの町内においても国保の支払いができませんで病院へもかかれずに、重病でありながらようかからず、結局亡くなられた。脳梗塞で倒れたり、あるいは脳卒中で倒れたり、心筋梗塞で倒れたりする皆さんがこの黒潮町内にもいるんです、現に。そういった方たちの問題を考えたときに、いわゆる国民健康保険というのは町民の暮らしと健康を支える一つの重要な施策なんです。制度なんです。命を守る制度。これを、ただ会計がちょっと難しいから、税収が落ち込んだから税収の税率の引き上げをして、これを補てんしなきゃならないという機械的なそういう形の取り組みをしておるけれども、それで運用される中でますます住民の暮らしが厳しくなっていくということを考えたぐらいに一般会計からの繰り入れくらいはやね、これは到底どこの市町村でも考えてた取り組みをしなきゃならないか。これが普通の考えだと思います。

介護保険の問題に致しましても、いわゆる全部住民負担というのが押し付けられてきておる中で、これをまず今後どういうふうに考えているのか、一つまずその点をお尋ねを致します。

それから3番目に、技能取得貸付基金条例。これもほんのわずかな財源の確保によって、多くの皆さんの暮らしを支えていくためには非常に大事な制度となろうかと思いますが、このことについて、この3点にわたってお尋ねを致しますので、ご答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

竹下議員の2問目の、町づくりにつきましてお答えさせていただきます。

まず1問目の、行政の基本は住民の生活が優先すると。どう生活の基盤を立て直しを図るかということでございますけれども。

住民の皆さんの生活は、最近の景気の低迷による農水産物の価格低迷、生産資材の高騰、雇用不安などにより、大変厳しい状況にあるということは十分認識しておるところでございます。これに対して何とかしなければならぬという思いで今予算につきましてもですね、精いっぱい取り組みをしたところでございます。若干、堅くはなりますけれども、地方自治法第1条の2で、地方公共団体は住民福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を主体的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするのがうたわれておりまして、そのため本町でもさまざまな施策を実施して、住民生活の向上、福祉の向上などに努めているところでございます。

先ほど言われました限界集落の取り組みにつきましても、現在、地区懇等で各地区のご意見を伺い、今後の施策に生かしていきたいということで積極的に取り組んでおるところでございます。従いまして、今後も住民ニーズを的確に把握するとともに、それに対して迅速な対応を心掛け、住民生活の福祉向上を目指してまいりたいというふうに考えております。

そういった中でも今予算では、子育て支援とか、雇用対策。また、乳児医療等の助成、あったかふれあい事業等々といったですね、住民生活を優先するような予算も計上させていただいておりますので、この執行をすることによって、さらに住民向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

少し先ほどの答弁で抜かっておったところもありますけれども、今回こういう形で23年度の予算もですね、80

億を少しというところで計上させていただいておりますけれども、今回の地震災害によりまして、ほんとにこのすべて執行できるかというところは非常にもう私たちも危惧(きぐ)しておるところでございます、今後、国の動向等、また県の動向等をですね十分注視し、この予算執行には当たっていく必要があるのではないかとこのように考えておるところでございます。

次に、2 番目。国保、介護など、住民負担の引き下げや、経済面に対する支援策をどう考えてきたかというところでございます。

国民健康保険や介護保険などの各種保険制度につきましては、ご承知のとおり市町村が保険者となり運営し、地域住民の医療の普及、福祉向上を図っているもので、それぞれ国の法令等に基づき事業を執行しておるところでございます。本町でも増加傾向にある医療の縮減と財政運営が課題となっており、事業運営が難しく、保険財政が厳しい状況となっておりますことは皆さんご承知のとおりでございます。このような状況下ではありますけれども、住民負担の引き下げについては鋭意努力をしておるところでございますが、特に介護保険では高齢化の進展から要介護者も増加傾向にあります、各種の介護サービスの提供により住民負担の軽減が図られていますし、国民健康保険についてもさまざまな保険事業を実施することにより、医療費が近隣の市町村よりも低く抑えられており、しいては国民健康保険税の負担軽減にもつながっているというふうに考えております。

また、国民健康保険税や介護保険料では主に所得による応益応能方式で費用負担が行われ、各会計の財源が確保されております。医療保険では治療行為や介護サービスの利用による負担が住民負担となりますが、これは相互扶助の精神が基本となっておりますのでございます。そして、住民負担の軽減では、国民健康保険、介護保険とも所得に応じて制度上の軽減措置が取られております。その国民健康保険の算定では、災害等の場合や低所得世帯についての保険税の軽減措置を講じておまして、具体的には応能応益で算定される基準額の7割、5割、2割の軽減措置がされております。さらに、廃業、失業などによる収入が急減した場合の減免規程なども設けております。

一方、介護保険でも同様に、災害等の特別な理由や低所得者の場合は、基準額の50パーセント、75パーセント、83パーセントに軽減した保険料の算定となっております。これらに加え利用者負担の軽減では、高額医療費の負担軽減も一定所得を下回る場合に医療費助成として行い、医療と介護の両制度で上限を超えて額を支給する制度もあり、低所得者の軽減措置が図られており、住民負担の引き下げはこれ以上なかなか難しい状況にあります。

介護保険や国民健康保険は相互扶助の精神が基で運営されておるといことはご承知のとおりでございますけれども、これ以上の引き下げを行うには国の支援を拡大するしかないのではないかとこのように思っております。竹下議員が申しますには、一般財源も当然つぎ込む必要はあるというふうには考えておりますけれども、現時点ではですね、やはり他市町村と比べて、近隣の市町村と比べてですね、医療費、税等はですね低いという状況ではですね、今の段階でこういった状況の中では一般財源をつぎ込むということは非常に難しいというふうに考えております。

ただしですね、法定の繰入金等は毎年1億4,500万を繰り入れておりますので、そういったところですね、現在の支援は、それ以上の支援は難しいという状況にあるということもご理解もいただきたいと思えます。他の市町村と比べてですね特別な事情等々が発生するということになりますと、そのへんはまた検討してまいらないかというふうには考えておりますけれども、現状では非常に難しいというふうに考えておるところでございます。

次に3番目、技能の運転免許証等の取得貸付金制度でございます。

現在、本町には、運転免許取得する場合の助成制度としてですね、黒潮町地域生活支援事業があります。こ

れは、身体障がい者手帳の交付を受けた者で、1級から4級までの者。また、療育手帳の交付を受けた者、または障がいを有することを証明できる者。精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者、または障がいを有することを証明できる者には、免許取得に要した費用の3分の2以内の助成を受けれるという制度がございます。ただし、1人当たり10万円が限度となっておりますけれども、こういう制度があります。

12月議会の竹下議員の一般質問を受けてですね、近隣の市町村を調べてみました。が、身体障がい者などの以外の方への制度はどこもありませんでした。運転免許は近年の車社会では、地方のインフラ整備では、生活していく上でも、また就職する上にも必要必須条件というふうになっておるとは思いますけれども、今の社会を考えますと、そこまで行政が支援するということは大変難しいというふうに考えております。やはりこの件は、最低限個人の責任においてすべきことではないかなというふうに今のところ考えておまして、従って、今ある、黒潮町地域生活支援事業以外の制度を設けることは難しいというふうに考えております。

住民の皆さんは大変厳しい状況にあるとは認識しておりますけれども、先ほど来、町長も申しましておますように、ベーシックインカム的な考え方からしますとですね、このへんでまあやむを得ないかなというふうにとらえておるところでございます、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

他の市町村との比較とかいろいろ言われておりますけれども、この黒潮町として、やはり黒潮町の特色というか、そういったものの取り組みという形の中では、住民を大切にするというなら、ある程度かなりこういった福祉とか、いろんな形の支援事業に取り組むという姿勢がないとね、なかなかその事業起こしというのがやれない。現に、今までやられている町の、既に既決されている予算の中でも、純町費を当て込んで始めた事業がある。これは住民が求めてつくったものでなくて、いわゆるその砂浜美術館に700万とかそういった金をつぎ込んでやっています。まあ執行部からすれば認識の違いやという、そういうような説明も受けましたけれども。金を、放漫な財政運営をせずに、結局、住民が本当に求めているところへ金を出していくということが必要ではないかというのが私のこの町行政に求める基本的な考え。

だから、まず、この国保の引き下げとかいろんな形の問題についてもですね、現にまあ、前町長時代におけるところの国保条例の改正の中で、一応、町長の力量による町長のその権限で減免をすることができるという制度も一応、あれ26条でしたかね、新しい条例が決まった。ところがこの条例、一遍も活用はされてない。結局これをやったら、何か今までのその、次から次へこういった問題が増えてくるだろうから。結局、生活に困窮をした、困窮状態にある家庭については、この減免をすることはできるというのは何条かにずっと分けて書かれてある。ただ、火災とかいろいろな災害に遭うとか何とか、急激に収入を、家庭を支えている大黒柱が亡くなったとか、まあいろいろなその理由が生じたときに、結局、減免をする制度は行われても、結局この26条に記載されている条文の中で示された内容についてはただの一遍も行使はされてない。はっきり言って、これはまあかしなんです。そういう内容の中で、実際にそこらあたりもやって、今までにその支払いが困窮者に対してはこういう形で救済をしましたという具体的な答弁はないでしょう。

私、やはり、この国保会計でもやっぱりこの3億の計上をされているんですが、国庫補助金の中で3億。まあ昨年度の実績からすれば、1億8,000万というものが昨年度の実績報告なんです。これと比較しても約1億5,088万2,000円のこの財源、オーバーしたものについては、これは恐らく入らない。それをわざわざ計上をして、赤字が出てきたときには誰がこれ責任を負う。やっぱりここらあたりの歳入結果について、生じたものについては、一般会計から繰り入れてこれを補てんしなきゃならん。最初からそれやって、少のうても町が

これだけの努力を図って財政運営をしよるけれども、これでも何とかなりません、引き上げの方をよろしくお願ひしますということでしたら内容は分かりますけれども、何の努力もせずに、今、国保会計の財政がなかなか厳しいからこうしてくれということだけではね、これは町民は納得はできないと思う。ここらあたりの問題をどう解釈をしておるのか。

それから、技能の取得貸付金制度。これは既に同和対策事業の中で一つは以前にありましたけれども、やっぱりこういった救済措置というのが、一般会計、純町費の中で、町単事業で組んでもね、砂浜美術館につき込む1,000万よりははるかに有効なんです。そういう点をまず私は、ぜひこれをやってほしい。

もう一つの問題については、今度新しいに会計を組まれた、いわゆるこの情報基盤整備事業の、情報のこれからの運営の費用なんかでも歳入見ましても、2分の1はいわゆる利用料とかそういう、インターネットとかいう利用者からの収入。あとの2分の1は、まあ弱ですけども、これはいわゆる起債から補てんをするという形で予算編成をされておりますけれども、実際に議案説明の中ではね、いわゆるかなりの人と契約をされているということですが、もし結果は、これで加入者がいなかったら、この50パーセントの利用料というのは、まだ低うに下がって落ち込んで、結局起債の方が膨らんでくるという。まあ50パーセントの財源の歳入を組み立ててですけども、そういった内容の予算編成が既に計上されておりますが、これは一応例としてこういうように質問の中でね、これに対する答弁を求めているんじゃないんですが、質問には出してないけれども。一応、そこらあたりの指摘もしながら、やっぱり金を本当に住民のために使う考えがあるのかよ、いうことを聞いただしておるわけですから、そこらあたりの点でご回答をお願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答え致します。

基本的には住民生活に直結する部分への補助、これも重要であると認識しております。しかしながら、行政は今後も維持継続していく必要がございますので、10年後も、あるいは20年後もそういった措置が講じることができるような、そういった基盤を今から築き上げていく、そういった作業が必要であると思っております。そのうちの 하나가、やはり産業振興であり、あるいは教育であると、そのように認識していただくわけがございます。

いずれにしても、先ほども申し上げましたけれども、行政施策につきましてはすべてが住民生活の向上につながっていると、そのように認識しておるところでございます。

（議場から何事か言う者あり）

失礼しました。答弁漏れがございました。

一般会計からの繰り入れでございますけれども、答弁の方は要りますか。

（竹下議員から「答弁はもうええわ」との発言あり）

議長（小永正裕君）

終わり。

（竹下議員から「あと最後の一つじゃが、もう続けてちょっと」との発言あり）

この際、竹下君の質問中ですが、13時30分まで休憩致します。

休 憩 11時 58分

再 開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

竹下英佐雄君。

16 番（竹下英佐雄君）

最後の3点目の、雇用促進にかかわる質問ですが、これはもうかなりな年月がたっておるんですが、大方高校の空き教室を2教室を借り受けて、そこに町の投資を行って700万の事業で全部で7教室造って、それでその教室で7つの事務所を造って、それを貸し付け、そこで地域の事業の支援を行うということで造った施設。これが今年度の一般会計の中で、一応もうこれを要らんようになったけん壊すということで、まあ壊すようになっておるんですが。

大体、意地の悪い質問になるかも分かりませんが、この施設を造るときに私、猛反対をしたんです。高校の教室が2教室空いたから、そこにその教室を借り受けて、これへ700万、町の財源を投資投入をして、ここにパソコンからそういったものの事務室を造る。そして、学校からの生徒も一応その体験ができるような、そういうものにしたいんだという触れ込みやった。

実際にそれが、この長い時間の間にずっとどう生かされてきたのか。実際にどのような運用をされ、活用されてきたのかということについて、まずお尋ねを致したいと思います。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、竹下議員の一般質問の3番のですね、雇用促進についてのご質問にお答えしたいと思います。

昨年の12月にですね同じような質問がありましたので、回答としてはですね同じようなこととなりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

この施設はですね、平成17年度、大方町の時代にですね、時間と場所に縛られない働き方であるテレワークということですね、地域産業の振興や地域の雇用の創出、また、起業家の支援というようなことですね、民間の方の協力を得、また、県立の大方高校と連携をしたですね、地域人材育成のために取り組んだ事業であります。整備にはですね、県の元気のでのる市町村総合事業というものを導入してですね、合計725万6,000円の予算で7区画の施設を造り、貸与して運営してもらうというものでございます。

利用は18年度からでございまして、18年度には2社、19年度には満杯の7社、20年度4社、21年度2社となりですね、22年度の利用はないということですねあります。まあ利用が落ちた原因はということになろうかと思いますが、これにつきましては、17年当時は光ケーブルの敷設というものですね、それほど進んでなく、大方高校が光ケーブルがありましたので、それを活用するというので整備をしたものでございますが、入居していただいた企業の方もですね、まあ光ケーブルの整備が進んできたということでこのような状況にあります。

それから、12月の答弁の中で、ある団体から利用希望の話があるとのお答えを致しました。しかしながら、その話もなくなりましたのでですね、今回、大方高校との協定に基づき撤去をするという計画でございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

まあ、インキュベーション施設の活用ということでお伺いをしたわけですが、それに対して答弁の内容の中では、一応利用をする方があって利用をさしてきた。で、それが実際に、その今のケーブルテレビが、この町

の計画が始まったから、もうこれは要らんようになったじゃない。実際にここで、その事業所を生かして、どれだけの業者が、今、事業として取り組んでおるのか。そのことを具体的にお伺いをしたいと思います。

ところが、もう既に借り手がおらんようになって、結局、どのような答弁や説明をしようが、結局これ失敗でしょう。結局、以前に、いわゆる雇用促進協が始まって、それで3億という金が導入をして、それと一緒になってこういった事業も始まってきたわけです。恐らくこれ、私の大体この分析ではですね、まあこれもインターネットか何かで、国の制度にこういうものがあるからということで導入されたもんじゃなからうかと。結局、十分な検討もされずに思い付きで、こんな事業があるからということでやったんじゃないか。雇用促進協そのものが町の議会で十分討議をされて、雇用促進協議会もこれも失敗に終わったんです。3億という金を導入をして雇用促進協が発足をして、それが1年間に5,000万ずつずっと利用をしてきた。議会には一切このことに対して審査する権限はない。国から直接自分らの懐に入るから、これ、どうしても自分らの思いどおりに使えるんだという内容で雇用促進協議会が発足をして、ここまでやってきた。

しかし、実際には、町費を一定入れて、また雇用促進協のその仕事をやっぱり支えないかんというようなこともあってですね、そういったことをやってきたけれども。実際に、その費用対効果の問題から考えても、相当ないわゆる無駄遣い。実際に投資をして、まあ一定障がい者の方々のパソコン教室とかそういうものだろうと思いますが、それで一応資格を取らせて、一応今、この町の一部の事務的なものを請け負っているけれども。そういう人員を育てるにも、この3億やそこらの金が町に実際にあったら、そんな費用は入れなくても、やっぱりパソコン教室なんかを開くことには、そんざあ費用は掛からんと思う。

だから、費用対効果の問題から考えてもこういった、いわゆる金をこんな形で使いながらも、実際にはその金がまあ十分活用され、生かされて、住民の暮らしのために役立ったというような内容はないんじゃないかという感じがある。700万というものを使って事務所を設置して、そうしてそこで、結局町が支援をしてきた内容の企業が、今実際それが、今仕事していますか、やっぱり引き続いて、そういう形の中で育って事業をやっていますか。

そのことについてももう一度お聞きを致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えを致します。

まず、町のケーブルとの関係のことが最初の方に出ましたけれども、この事業との直接の関係はございません。

1回目の答弁でも申しましたが、設置当初はですね、光ケーブルそのものがそれほど広く普及していなかったということで設置を致しましたので、それによってですね、光ケーブルを利用する企業の方が入居をしていただいたという部分でございます。

それから、今、企業がどうなってるかということは申し上げられませんが、ようつかんでおりませんが、雇用促進協議会関連でですね、やはり今、議員からもありましたけれども、議会のこのようなテープ起こしなんかでもですね、15名くらいの方が育っておるといふふう聞いております。

それから、雇用促進協議会の状況ですけれども、確かに町の予算を通しませんので議員の皆さんは分かりにくかったかもしれませんが、状況につきましてはそのときどきにですね説明をしていたというふうには認識しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

この今、質問をされている 7 つの事務所の利用料としては、まあ一応お尋ねをしたところでは 46 万 5,000 円ね、利用料。利用料は、議案の質疑のときに聞いたら 46 万 5,000 円ということです。

700 万投資をして、いわゆる契約を結んで貸し出した金の収入が 46 万 5,000 円。それは考えてみたら分かるでしょう。実際にこの事業で、このことが大きな成功を収めたという内容の収入じゃないんです。だから、今の段階ではもう利用者はないようになって、結局やってのことはないから。いろいろ思い付きはええけれども、実際に公費をつぎ込んで事業を起こしてですね、そしてその事業を起こしながらも、その事業は全部失敗に終わっちゃうんじゃないか。こんな形では成功したとは言えない。

それから雇用促進協議会でも、いわゆる 1 人の職員に対して 1 カ月の給料の手当がなんぼ出したかいうたら 50 万。職員をよそから雇うてきて、その職員に対しての 1 カ月の給与の支払い。まあ専門職やからということで、そんなべらぼうな給料を払うて。そして、まあ議会には多少報告はしよりましたけれども、その報告に対してこれはどうじゃろうという内容で我々が意見を申し述べて、内容に対して審議をしながらやね、ものを進めたという内容の事業じゃないんです。明らかな、いわゆる地方自治法に基づいたこれを無視した内容の事業。そんなものを導入をしている。

だから、先の、いわゆる議会の、いわゆる議員が多過ぎるから直接請求やというようなことが出てくる。それだけ議会の権威というのがそんな形で失われてきておる。住民に不信感を与えた。私はそう思う。

だから、結局、財源を本当に町民のために使おうと思う財源なら、やっぱりどうやってコスト削減をしながら、その財源を住民のために生かし活用していくかということが、これが行政の基本的な取り組みではないのか。そうすると、こういった内容もすべていろいろ改めて、こんな所へ、わずか 700 万であろうが、これでもやっぱり大きな住民の暮らしを支えるための事業としては起こせるんです、これ。いわゆる町の一般会計からの繰り出しと、あるいは補助金等、起債等を組み合わせて事業を組めば、もっと大きな事業ができるんでしょう。

そういった内容の点を考えますとですね、このインキュベーションというのは今度はなんぼですか、今度のこれを壊して除却する費用が 212 万ですか、今、一般会計で計上されておりますが。そういうことで、この金も要らん金や。造っちゃらざったら、こんな金はお出さんでもかまん金。

そういうところの、一遍既決をした予算を改めるに、削減をしたりこういうふうにするということはなかなか難しいけれども、やっぱり改めるべきところはやっぱり思い切った予算削減をやって経費を節減に努めるといことも、これ非常に大事なことです。そのことを、まあ私は求めているわけですが。

もう一遍この利用された費用、46 万 5,000 円というこの費用は何件の業者がこれ、1 業者だけじゃないと思うんですが、7 年間かけてなんぼくらい、これ契約でずっと利用料をこれへ納めたのか、そこをもうちょっと詳しく。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答え致します。

まず、利用料の関係ですが、質疑でも確か出ましたのでお答えしたと思いますけれども、確か 76 万円程度だったと思います。

その会社の数ですけれども、基本的に最大7社で行っております。

大きな成功を収めたかと言われると、やはりですね、胸を張って言えるほどのものではないと。しかしながら、その当時も今もですが、町の振興計画にもありますように、起業家の支援、それから働く場の確保。これについてはですね、自分たちも本当に苦慮しております、何かいいものはないかということで、いろいろなものを探しながら、また厳しい予算の中ですら、働く場所の確保というものに向かってですね予算を組んでおりますので、そのあたりでご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

私の議案質疑のときには46万5,000円ということで説明をされておるんです。今日のところでは76万という額。ほんで、この新しい起業支援に対しても、いろいろな計画を挙げられてる。それは結構やと思うんですよ。しかし、こういった内容の形で、実際に、結局、76万仮に上げたとしてもね、結果はつぶす費用にも、これを除却するための費用にも足りない。成功はしたとは言えない。けど、失敗をしたとはよう言わん。メンツがあるから。そんな形で今までこの事業をやっている。

私が望みたいのは、今、町長がまだ年が若いし、これから伸びる人材やろうと思います。しかし、それなりに副町長、総務課長、この幹部のリーダー的役割を果たしよう、その他の課長もそうですが。やっぱりその町長の裁量権をもってこの町政を進めていくことができるね、そういう力量を育ててもらうためには、これは総務課長にしろ、副町長にしろ、これは一番そこらあたりを気掛けたご支援をしていただきたい。そして、お互いにしなきゃならんわけですが。どうもその役場職員の感覚でもって、自分らで先決めをして、それで町長にこうしなさい、ああしなさいというような形では困る。やはり町長を交えて、十分町長の腹に入れた形で、そして町長の裁量権としてはこういう形で持ってもらいたいというような形で、いろんな面からの指導をしながら、住民にひとつ役立つやね、町政を確立してほしい。

これは私の置き土産として要請をしておるわけですが、そこらあたりひとつはっきりした約束を、ご答弁を願いたい。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

叱咤（しった）激励のご質問というふうに思っております。

竹下議員の思いと自分たちも全く一緒でして、何とか大西町政を支えたいという思いでありますので、また議員の皆さんからもですね、ぜひご支援をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ、くどくなるようですが、これまでの内容の中で、いろいろな内容を見てきたわけですが、一つの例として、高知新聞に一昨年、だいたい前年ですら、課長でも係長でも何でもなし、いわば平職員。その彼が、教育委員会におった彼が、いわゆる公私混同大いに結構という記事を高知新聞に載せたことある。課長も教育長も何も十分それを知っておって、そういうことを、取材をさしたのかどうか私は分かりませんが、そのこ

とが一つ私の頭の中にこびり付いてある。

だから、一部特定の職員の感覚でもって、町行政がいろいろとこう、何言うかこう操られるような感覚を抱いたことがあるんです。そういうことのないように、きちっと上部の部課長クラスの間で十分に討議をして、そしてその中で、やっぱし責任を持って、やっぱし一課長として責任を持った、いわゆるその取材に応じるというような形ではちゃんとすべきことを、何にも権限のない者に、公私混同大いに結構、共同体の在り方はこうでございますというようなことで取材にあれして、内容的にはいいことだと。いいことじゃない。執行部を差し置いて平職員がそれに、何でこの高新的取材に応じてそういうあれを、大事な基本的な、行政の基本的な中身を、この取材に応じた形で公表をしなきゃならない。内容は非常に大きな問題がある。だから、そのことが今も頭にある。

だから、職員の感覚で事がいろいろと操られたことじゃなしに、町民をきちっと大事にしていく行政の在り方というものは、いわゆる職員の皆さんのずっと英知を絞って、それぞれもっとね、誠意のある形で取り組んでいくという、ここらあたりは十分責任を取ってもらわないかん。

この点について再度お伺いを致します。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

お答えします。

職員の指導監督をしっかりせよということだと思いますけれども、そのことにつきましてはですね、竹下さん言われるとおり、当然、我々執行部としてはですね、職員の指導監督というのはやっていかないかんというふうに考えております。これまでもそういう形です、努めてきたところでございます。

竹下さんが言われます一係の件につきましてはですね、この件につきましては以前も議会でも答弁をさせていただいたことがあったと思いますけれども。内容的にはですねああいう形で、内容というか文言そのものはああいう形でどんと出ましたけれども、内容を見ていただくとですね、まあこの公私混同という部分のですね解釈あたりも若干、もう何かにもが公私混同ということではなくしてですね、普段から職員は地域に入って、しっかり地域のことを見てですね物事に対応せないかんというような内容だったというふうに思っていて、そのことがですね、皆さんに指導監督がいてないではないかというふうにとられたことにつきましては、その分については当然遺憾に思うというか、当然我々もその部分を踏まえてですね、今後も職員の指導監督に当たっていきいたいというふうに思っています。

そういう意味で、なおかつ先ほどの質問にもありましたけれども、我々は当然ですね、町長の指導の下に町長を支えてですね、しっかり今後ともですねやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

内容はどのこのという問題じゃないでしょう、私が言いよるのは。

やはり管理職の立場にあつて、その管理職を跳び越えて、こういうように他の新聞記者と行政についていろいろなあれで方針を語るという。しかも彼の場合は、いわばはっきりして、これは総務の企画の問題として、企画の方針として、いわゆるこういう取り組みをしようじゃないかという話し合いじゃったら、事は、内容は分かるけれども。少なくとも教育委員会におる者ですよ。それが何で企画の問題についてそういうことが言え

るの。そこらあたりが職員に対する管理監督の指導の面からもおかしいんじゃないかと。だから問題にしておる。今でもそういう考え方じゃったら、なおさらこれはちょっと今後もやっぱり心配を拭い去ることはできない、払拭（ふっしょく）することはできない。

しかも、公私混同大いに結構という、この公私混同という意味合いは、自分のことも、それから行政の責任を持った仕事のことも一緒に、どうしても一緒くたに考えたらええんだというようなことではね、これは問題がある。やっぱり責務は責務。責任を負わなければならない立場にある者が、公私一緒に、共にしよったらやね、大きな問題でしょう。これは、かつて合併以前の佐賀町におけるところの、いわゆる百条調査、動議の問題にしても、あそこでパソコンを利用していろいろな問題があったから、これこそ公私混同の問題として百条調査委員会の中でいろいろ調査をされたことがある、経過が。

だから、そこらあたりはきちっとやね。やっぱり庶務規程とか、そういう服務規程、制約条例とか、そういったものの中ではきちっとやっぱり、いわゆるその上司と職員との間の管理の仕方というものはきちっとやっぱりつくってもらわんと、確保してもらわんと、これからのスムーズな町行政の在り方がみそもくそも一緒くたになるようなことでは何ともならないと思うんです。これはまあ一応、もう出ていく立場の人間ですから私、もうこれ以上は言いませんけれども。

ひとつそのことにもう一遍はつきりやね、それは私、間違えたこと言いよるとは思わんわけで、その点を認めていただけるかどうかをお尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

ぜひ、ひとつご理解いただきたいのはですね、私を含め、執行部、管理職となりますと、なかなか現場に出ていく回数が少なくなってまいります。そういった中で、現場の意見をきっちり吸い上げていく。なかなか声が上がらないところの潜在的ニーズを拾い上げていくためには、どうしても職員の意見を参考にして、それから政策立案をしていくと、そういった作業が必要になるわけでございます。

また、竹下議員がご指摘のその文面につきましても数年前のことであろうかと思いますが、拝読させていただきましたが、ご指摘のほど、それほど公私混同が強調されるようなそういった文面ではなかったと、そのように記憶しております。

組織の統制につきましては、ガバナンスという観点からしますと、しっかりした組織統制をしていくのはもちろんでございますけれども、先ほど申し上げましたように、職員の意見を参考に政策立案をしていくと、そういった作業も同じく重要視をしていくということでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

あと1分です。

16番（竹下英佐雄君）

もう、あと1分になりましたので、これで置きますもう。

ほいで、まあとにかく、そのいろんな職員からの意見を聞くこともええんですわ。ただ、外部に対して報道する場合はそれなりの責任を持ったことをしなきゃならん。これは当たり前のことやろうが。それをやっぱり言い訳的なことをしなきゃならんが、いまだにやはり職員間の中で、そういうちょっとしたことでずっと職員の言いなりになるような姿勢というものがそんなとこに現れるわけですから。それを、私、注意しよるん

です。

じゃあ、これで置きます。

議長（小永正裕君）

これで竹下芙佐雄君の一般質問を終わります。

次の質問者、矢野昭三君。

7 番（矢野昭三君）

初めに、東北地方の大災害に遭われまして、不幸にしてご他界された方、あるいは生き延びられた方につきましては、これからもその大変な苦勞が待ち受けておるといように私は考えております。

そういう中で、町におかれましては、職員の派遣、あるいは先ほどは議会でその決議をいただきましたことについて、私は心温まる思いで朝からここの場におらしてもらいました。感謝をしておりますが。ぜひとも、この国難の折、皆さんがですね、力を合わせてこれに立ち向かっていただきたいなあと、こんなふうを考えております。

特に我が町は、東北の方につきましては、漁業の関係で大変なつながりがあるし、姻戚（いんせき）関係も多い。また、私がおります、生活します拳ノ川においても、宮古市からおいでで共に生活をされておる方もいらっしゃる。たまたまご両親は、最近高台の方へ家を構えたので事なきを得たようですが、親戚の方はどうもその下の低い所においでたようで、一切連絡が取れないというような状況にあるようでございます。今後ですね、これからお互い私たち国民の一人としてこれからの復興にですね、いささかなりではございますが努めてまいりたいなあとこんなふうを考えておりますので、どうかよろしくお願い致します。

それではですね、この質問の通告するに当たりですね、これは私にとって最後の一般質問、マイク納めということでございますので、少し余分なことを発言させていただきます。通告ではございませんが。

私が若いときに尊敬致します町長は、まあ、おらの方を見んちかまんき町民の方を見て仕事せえやと、そういうお話をいただきまして、事があるごとにそういう言葉をかみしめながら仕事を務めてまいったわけでございます。そしてその後、町長のお話は、声なき声。声なき声ということで、その町長が行政に携わるその姿勢を私にお教えいただいたわけでございます。

今回の私の通告は町長の施政方針より早かったためにですね、少し調整が取れない言いますか、少しアンバランスなところがございますが、町長のこの施政方針については分かりやすく作っていただいておりますし、それはいいですが。特に、終わりの 21 ページの所はですね、その全職員が虫の目。その後で、光の当たらない所に光を当てる行政を目指してまいりますと。私が思う、その声なき声というものと、その光が当たらない所に光を当てるということは同じ意味であろうというように私は受け止めておるわけで、その点では私は良かったなあと、そういうふうを考えております。合併以来まあ 5 年たってきました、最初は気風も分からずいろいろ戸惑いもございましたが、最近の職員を見てもですね、だいぶお互いが分かるようになってきて、これはまあ時間がある一定解決していきゆうなあと。

その中で、職員が町民に対する接し方としまして、あるときに見た光景なんです、戦前戦後を通じてですね大変当時の日本を支え、我々を引っ張っていただいた方も相当の高齢になり、高齢独居、身体障がい者というような形になって、大変大きく見えた体が実に小さくなって見えております。役場の所へ来たときにですね、その姿がますます小さくなり、声もますます小さくなりというようなことが見受けるわけです。たまたま私が拝見したときは、そういう恐る恐る入ってきたところへですね、やはりそこは職員がその瞬間に臨機応変な対応をしていただいております。カウンター越しにではなく、そのお年寄りが座っておられるいすの脇へ来て、その話を寄り添いながら聞き、仕事をこなしていただいております。こういう光景を見ますと、私は心が癒やさ

れる思いがするわけでございます。

すべてのことについてですね、そういうことをしてくれとは言いませんし、できない。状況判断が大変難しいことではございますが、やはり町民に接するときにはそういうことを心の中へ置いていただいて、これからもですね業務に励んでいただくことをここでお願いしたいと思います。ひいては、ここにおられる町長以下課長さん方もですね、そのような姿勢で取り組んでおられるというように考えるわけでございますので、今後ともその点につきましてはこの場からお願い申し上げたいと思います。

それではですね、通告の方に返りまして1番目ですね。まあ施政方針の方で大体まあ町長はそうであろうという分で読ましていただきましたが、申し訳ないですがせつかくの通告でございますので、この予算を編成するに当たってのその心、中心となる部分をですね一言お聞かせ願いたいと、このように思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

それではまず、通告書に基づきまして答弁させていただきます。

当初予算についての質問にお答え致します。重点項目につきましては12月議会で、それから方向性につきましては施政方針で述べたとおりでございますので、ここでは大枠で留意した点についてお答えさせていただきますと思います。

最も大きく留意した点につきましては、当然のことではございますけれども、必要な所へ必要なサービスが提供できているかということと、それから、持続可能な町政であるために、しっかりと事業効果の出る将来への投資ができていないか、そういったことでございます。

ほかにも、戦略的に政策決定ができるよう、計画策定も重要視させていただきました。例えば、それぞれ介護サービスをはじめとする福祉施策や地域支援、地場産業の育成を核とした産業振興施策、あるいは地域福祉計画や、広域防災環境整備などがございます。そして、現在取り組んでおります、地区懇談会でいただいた意見の反映にも留意させていただきました。

また、今年もそうでございますけれども、今後も、限られた財源と人員で最大限事業効果を発揮するには、事業ボリュームと人員体制のバランスが大切であると、そのように考えているところでございます。今後控えております大型事業を考えますと、ある一定、事業、業務の整理も必要であると、そういったことを留意させていただきました。

また、ご指摘のとおり、光の当たらない所へ光を当てる、あるいは声なき声を拾い上げる、そういったことは重々承知しておりますし、これまでも繰り返し申し上げたとおりでございます。

ある一定、発言力の高い個人や、あるいは産業界等々のご意見につきましては、その意見抽出はそれほど難しいものではないと考えておりますが、最も重要なのは、行政としまして公平なサービス提供のためには、声を上げることができない方の声、いわゆる行政が把握できていない部分で一体どういったご不便をされているのか。そういった課題の抽出が非常に重要であると、そのように考えております。

繰り返し申し上げてまいりましたとおり、住民の皆さまの方を向いた政治をすることをこの場でお約束させていただきますと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それでは2番目に移りまして、すいませんがね、その文言訂正をお願いします。

官報という字がございしますが、その官報は削除をお願いします。

日本法規、県条例、町条例、各種計画など、町民が明るい部屋で自由に閲覧できるようになっていますか。

これはですね、比較すると申し訳ないんですけど、旧佐賀町はですね、1階の町民室に日本法規と、それに関連する統計とか計画書がずっところ、いつでも誰でも自由に閲覧できる状態にしておりました。現在は、日本法規については2階へ上げてございしますが、じゃあこの本庁がどうなってるかと。なかなかですね、その鍵が掛かっちゃりまして、それ開けても、前はなかなかいろんなものが法規の前にございまして見れない状況があり、もう12月議会でも一般質問で出そうかな思いよったら、まあそのときは日本法規にあるものは取り除いていただいておりますが。この10日ぐらい前やったかな、見たときは、またやっぱりそのごみのようなものがあつたわけで、その場所も悪いし、まず鍵が掛かっておる。それから、大事なものであれば、それは鍵を掛けても結構なんですけど、中には鍵を掛けるほどのもんかなというものもあるし。それから、さまざまな計画が、やっぱりね、住民は明るい所でいつでも見れる状態にすべきやないかと。我が国は法治国なんですから、基本となるものがどこにあるやら分からんというようなことでは困るわけですね。

それで、私が思うには、これはもういつでも見れるような明るい部屋で、ぜひそういう所へ設けていただきたいわけです。で、しかもいちいちその書類を出してとなると、なかなかのうが悪いが、鍵を開けるにも、町民があこを勝手に開けるとなかなか問題になりますが、これはどういうふうにしたら、まずその閲覧できるようになるのか。その点について質問致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、お答えしたいと思います。

確かにですね言われるように、日本の法令集、県条例等をですね、3階の第1会議室ということで保管をしております。ご質問のとおり、常駐者がおりませんので鍵を掛けての管理になっておりますが、希望があつてですね閲覧ということになりますと、もちろん鍵を開けて自由にご覧いただいております。

しかしながら、庁舎のスペースの問題もあつてですね、そのようになっておりますので、何とか明るい所で自由に閲覧できることを考えておりますが、庁舎スペースのこともありますけれども、その方向で検討したいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

そこでね、これはそういう方向で検討したい言われましても、大体言われるように、私はもう今任期これで間もなく終わるわけございまして、あと、いつごろまでにそれをやっていただけるのか。まあ任期内までにはやっていただけるのか、その検討というのは。

そのへんを1点お聞かせ願えますか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

繰り返しになりますが、スペースの問題がありますので、だいぶ日本法規そのものがですね大量にあります。

従って、どこのスペースに収納できるかもありますので、期日までの明確なお答えはちょっとここではできませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

まあ、速やかにやっけていただくことをこの場でお願ひ申し上げて、3 番に移りたい思ひますが。

この3 番目はね、町民がパソコン、インターネットを使用できるよう整備する考えありますかと。これは、この庁舎内という意味でございまして、その字がまあちょっと落ちておりました。この庁舎内においてという意味でございまして、情報の施設の整備は進んでいくと思ひんですが、この施設の中で町民が自由にそういうことが使えるかどうか。

前は、佐賀庁舎の方はパソコンは町民室へ置いてまして、町民が自由に使える状況にございまして。今は、それは動いて、ちょっと見えなくなってますが。そういうことで、せつかく何十億というお金で整備するそういう情報機器が、町民が使えるようなことになってないともったいないと思ひますので、そのへんの整備する考え方についてお伺ひ致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

3 番目の質問にお答えしたいと思ひますが。

基本的にですね、今、情報基盤整備事業をやっておりますので、これが完成しますと、町民が自由に閲覧できるパソコンを整備したいというふうに考えております。

今、場所の話が出ましたけれども、基本的にはですね大方地域の方は図書館に整備できないかなど。それから佐賀庁舎の方は、図書館あるいは庁舎でもできると思ひますが。大方庁舎はご覧のようにどうしても狭いので、やはり今、建て替え計画もありますので、建て替えた暁にはですね十分対応できるというふうに思っておりますけれども、現在の段階で庁舎のどこに整備できるかということとはちょっとまだ検討中ということでお願ひしたいと思ひます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

それでは4 番目ですね。

日本カツオ学会によるによる情報発信は高く評価致しますが、今後の活動の考え方を問ひます。

と申しますのは、これ基本的には漁獲したものを捨てるようなことなく、余すことなくすべて利用するというのも当然大事なことでございまして、その前段として、国内的に、あるいは国際的に漁業資源が乱獲されておるといふ事実がございまして、そういう学会を足掛かりにして世界に向かってですねアピールするようなことを私はすべきやないかと考えておりますので、そういった面からの質問でございまして。

よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（谷口明男君）

お答え致します。

これまで身近な食材であったカツオ資源の実態はどうなっているのか。そして、カツオにかかわる漁労、加工、流通、消費、文化がどのような現状にあるのか。また、カツオの高付加価値化や有効利用方法にはどのような可能性があるかなど、今後さらに継続した調査や情報交換を進めていくつもりです。つまり、学術的な調査研究をするのではなく、あくまでも情報交換の場とし、さらには交流の場とし、その中で互いに連携を持って、カツオにかんするさまざまな情報を発信する会となっていくようにしていきたいと思います。そのためには、産、官、学だけにとどまらず、民も含めたオープンな形で展開しながら、社会に対して存在感のある、あるいは影響力のある会にしていく必要があると思います。

そして、海洋資源調査機関のデータのみならず、日々海の上でカツオを追ってる漁業者の目による観察情報も特に貴重な資料として認識する必要があり、有効活用によるカツオ資源の可能性を高めるためには産業界の積極的な参画を得ることが大切だと考えています。そして、年4回計画しています会報発行に、収集した情報や事業計画などを漏れなく掲載して情報の共有化を図っていききたいと思います。

また、年1回は全国のカツオに関係している自治体のどこかでフォーラムを開催して、会員の意識の向上と、水産庁をはじめとしたカツオ産業に関係しているその他の組織に訴えていきたいと思っています。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それでは5番目のですね、自動車専用道開設をはじめ、国道56の改良など、東京での行動要求を問います。と申しますのは、町長が中央へ行ってですね、いろんな仕事をしていただいておりますということは、まあ、いくらかは伺っておりますが、詳しくは分からない。今回の町長の報告の中で、ある一定のことはお話しした分もございます。

町長の仕事というのは言うまでもなく、一日24時間、365日の4年間が休みのない職務でございまして、すべての行動はすべての町民に報告をしていただくことが原則でございます。とはいえ、全部をしゃべるわけにはいきませんが、まあその中でもですね、重要な課題というものはおのずと絞られてくると思っております。その道路に限らず、そのほかの分も含めてですね、東京などでの町長の仕事ぶりというのは、やっぱり町長の自慢話では終わるわけにはいかんがですね。だから、自慢話ではなく、町民に広く知らす必要があるという観点から、東京などでのその行動、あるいは発言についてですね、お聞きしたいわけでございます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

東京での要求行動についての質問にお答え致します。

まずは、現在強く要望しておりますのは、事業面では片坂バイパスの予算確保と早期完成。それから、拳ノ川佐賀間の早期事業化、および国道56号大方改良の総額予算確保でございます。事業についてはそのへんでございます。

またそのほかにも、高規格幹線道路の整備計画の明確化や、先般の議会で全会一致で議決をいただきました地方整備局の維持存続。また、現在の3便益のみで行われるB/C（ビーバイシー）の算定方式の改善。それから、歩道の設置をはじめとする安全対策事業などを要望させていただいているところでございます。また、その要望先につきましては、主に国土交通省道路局および県選出国会議員の衆参両議員でございます。また、県選出国会議員以外にも、国土交通省事務次官経験者の議員さんがおられまして、その方に日ごろご指導いただ

きながらこちらの要望を伝えているところでございます。また、四国横断自動車道高知県建設促進期成会の会長として、要望時には関係市町村からも出席をいただいているところでございます。

また先般、議員からご指摘いただきました、あの紙面についてでございますけれども、全国の道路4団体のうち、全国道路利用者会議および道路整備促進期成同盟会全国協議会の方が日比谷での発言を取り上げていただきまして、全国紙の紙面に掲載をさせていただきました。また、2月28日の締め切りをもって、全国高速道路建設協議会から拳ノ川佐賀間の事業着手についての執筆依頼がございまして、直近発行の紙面に掲載させていただくことになろうかと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。引き続き頑張ってお取り組んでいただきたいと思います。

そのカッコ6番目のですね、雇用の確保が重要課題であります。合併から5年になります改善されていますか。

これ、合併前から、その住民の一番の願いは働く場の確保でございまして、合併した後のアンケートでも、やはり雇用の場の確保が一番の願いでございます。私が知る範囲でのその状況は、なかなか好転したようなものはありません。中には好転したものがあるやも分かりませんが、そのへんのことにつきましてお伺いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それでは議員質問の、雇用の確保が重要でありますけれども、合併から5年になるが改善されているかという点について、農業分野でお答えしたいと思います。

議員おっしゃるようになりますね、雇用の拡大はですね最も重要なことということで今まで出てきておりましたけれども、近年のですね雇用情勢につきましては、議員ご承知のとおり大変厳しいものがありまして、国もですね平成21年度から23年度にかけてですね、緊急雇用対策などの基金事業を行うなど施策を図っておりますし、まあそういう事業も本町においてもですね事業活用を図っているところです。また、高知労働局によりましてですね、県下において雇用失業情勢はですね改善の基調となってきたが、パート求人の占める割合など、依然としてですね厳しい状況にあるということです。当黒潮町におきましてですね、まあ大きな企業もないこともあり、一次産業によるですね産業振興による就業機会等、雇用の創出としてですね3つの重点課題のうちですね、新規就農者の確保ということを中心にですね取り組む考えです。

また、その支援策のですね主な事業と致しましては、農業分野で平成22年度からですね、新規就農者の育成としまして新規就農者支援事業のですね、22年度に3人の新規就農、あるいは23年度本予算提案しております新規就農者の支援策としてですね、ハウス研修施設の研修などによりまして、黒潮町のですね農業従事者や生産額の水準を少しでもですね維持できる施策を打ちたいと考えておりますので、今後とも支援をよろしくお願ひ致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（谷口明男君）

それでは水産業界関係の雇用の関係をお答えしたいと思います。

水産業界関係の雇用の確保につきましては、水産物の水揚げを増やすことが一番の課題であると思います。しかし、近年のカツオの減少で、本町の一番の漁法であるカツオ一本釣りにおきまして、大型船では新たに1隻の造船がありました、2隻の事業の廃止があり、19トン型船におきましては1隻の造船がありました、3隻の事業の廃止がありまして、単純計算で約40人の雇用が失われたこととなります。

町や漁協におきましては、その状況をただ見ているわけではなく、水揚げ増を目指して活餌の蓄養を再開するなどして、水揚げや入港船の増加に向けた取り組みを一生懸命しています。そして23年度以降においても、冷蔵施設をはじめとする施設等の環境整備をして受け入れ態勢を強化することでさらなる水揚げ増へとつながり、やがては関係事業も盛んになり、雇用の確保へと発展していくと確信しています。

また、これまでも水産関係事業が衰退ばかりしているわけではなく、加工の分野で新たに3事業が営業を始めて、だんだんとその実績を上げているところで、雇用者の数も20人を超える数字になろうとしているところではあります。

以上です。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

商工の関係でお答えさせていただきます。

四万十安定所管内の求人倍率によりますと、平成17年、平成21年の比較をしてみると、わずかに好転していますが、ほとんど横ばいの状態です。町内で見ると、町内商工業者が平成17年から21年の間に12パーセント減となっております。このため雇用状態は非常に厳しい状況となっております。町としては雇用状況を少しでも改善するために、緊急雇用創出臨時特例基金事業や高知県ふるさと雇用再生特別基金事業など、国の補助事業を活用して求職者の対応に取り組んでいる状況です。また、町内既存企業の支援などを商工会と検討しながら、雇用の場の確保を図りたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

6番と、実は7番とは一体のものと考えておったんですけど、先に6番でお答えいただいたこともございますが、まあ7番の方ですね、その解決について質問をしてございましたので、そのへんはご理解の上、もう一度お答え願いたいと思います。

7番ですね。一次、二次産業の合併時からの推移を問います。まあ不振とすれば、いかなる手法で振興を図るか問いますということで。まあ早々とお話しいただきましたので、ちょっとのうが悪いところがあるかも分からんけど、まあよろしく願います。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それでは議員の7つ目の、一次産業の合併時からの推移と。まあ不振とすればですね、いかなる手法で振興を図るかに問うということについて、私の方からですね農業関係についてお答えさせていただきます。

ご質問のですね、合併時からの推移ですけれども、合併1、2年前のですね平成17年の農業用センサスにおいてですね、黒潮町で総農家戸数993戸。そのうち販売農家数652戸に対してですね、平成22年、最近のセンサスですけれども、これではですね総農家数が887戸で106戸の減。うち、販売農家数においてもですね539戸となっております、113戸の減となっております。

また、生産販売実績ですけれども、平成18年度のですね農協の取り扱い実績におきまして、23億1,726万6,000円。平成21年度のですね実績におきましては23億4,240万8,000円となっております、比率にしますと1.01と。農作物のですね品目的な分野においてはですね多少差はありますけれども、全体的な販売実績においてはですね変動がありません。しかしながらですね、議員の皆さんもよく言われる燃油高騰やですね、資材の高騰などでですね、農家所得としてはですね減少しているものと考えております。

また不振とすればですね、いかなる手法で振興を図るかとのことですが、黒潮町だけの問題ではありませんけれども、農業従事者の高齢化、あるいは農家人口もその高齢化によってですね減少をしておりますし、後継者もですねいない状況になっておりますので、こういうことがですね、この問題が急務でありまして、先にですね、平成23年度当初予算編成および概要においても説明がありましたけれども、重点項目の一つとしてですね、産業振興による就業機会と雇用の創出という3つのうち、新規就農者の確保などを取り上げております。

その具体的な取り組みですけれども、現在3人のですね新規就農者の研修支援事業の取り扱いを行っておりますけれども、平成23年度もですね2人ぐらいを予定をしておりますし、また研修後のですね対策としまして、農家経営を図る上でですね、施設園芸の経営計画を図る上でですね、レンタルハウス整備事業における資金不足やですね実践不足。それらを解消するためにですね、ハウス研修施設の建設による新規就農者の対策やですね、レンタルハウス整備事業などの支援をですね行って、農業で暮らせるですね仕組みづくりの支援策の実施および就農においてでもですね、営農事情などを県の振興センターや農協とも連携しまして支援したいと、そういうふうと考えておりますのでよろしくお願いをします。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（谷口明男君）

それでは水産関係の推移についてお答え致します。

県外水揚げを抜いた黒潮町全体で見ますと、平成20年度にかけまして水揚げの金額は、魚種によつてのばらつきはありますが、だんだんと増加の傾向で推移をしてきました。そして平成20年度では12億円を超えています。しかし、21年度につきましては1億6,000万円くらいの減少となっております。

主な原因と致しましては、モジャコの漁が少なかった上に単価が安かったこと。そして、全国的な影響もありましたカツオ一本釣り漁の不振が考えられます。また、沿岸海域の漁業にしても数字には表れにくいですが、たとえ水揚げ金額が変わらなくても燃油等の高騰で所得は減っていると、漁業者からは厳しい話が出ています。

これらの改善策と致しましては、沿岸海域の漁場造成であるつくり育てる漁業としては、藻場保全活動支援事業や放流事業により価格の向上を図ることとしています。また、大型漁船や19トン型カツオの一本釣り漁船の入港の促進については前の質問でお答えしたとおりでございます。また、先の議会でも述べましたとおり、沿岸漁業の活性化のためには魚礁の設置が必要不可欠ですので、事業採択のために漁業者や漁協等と連携して水揚げ状況のデータ化を開始しておりますので、それにより来年度の事業導入につなげていくつもりです。

以上です。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

二次産業についてお答え致します。

二次産業の推移について、データについてですが、いろいろとデータを問い合わせ等もして調べました。それで、総務省の統計局の統計資料しかなく、それも、しかも、ちょうど5年に1回という統計の調査で、それが5年に1回が23年に調査の年になっておりまして、推移のデータはよう出しておりません。それで、大まかな状況ではありますが、経営基盤の脆弱（ぜいじゃく）な当町では近隣の大型量販店への消費の流出、公共事業の減少など、地域の経済は厳しい状況と思われます。先ほども申しましたが、町内の商工業者については12パーセント減となっております。

そこで、今後の振興策ですが、今も基本的には実施しておりますが、工事委託の請負については町内業者への優先的な発注や、商業についてはプレミアム商品券の発行への補助、観光特産品関連などによる産業の活性化に取り組んでいるところです。

また先ほどもお話ししましたが、雇用の場の確保のために商工業者の支援などを商工会と検討しながら図っていきたいと考えております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

8番目ですね。この伊与木川には利水のためのせきがたくさんあります。その一方で、せき上流の水位が高くなり、土地が有効活用できない所があります。今後の対応を問います。

今朝ほどの先輩議員が坂折の所からの質問がございましたので、私の方はそれから上流のことについての質問でございます。

これは、古来より我が国のその水稻作の稲になくってはならないせきでございますが、その上流の方でどうしても水位が高くなる。水位が高くなると、水稻をしておるときは良かったんだけど、やっぱ畑作にしないとなかなか換金作物が限られてくるという状況がございますので、下流の水利権を否定するものではございません、決して。

下流も生きていく、上流も生きていくと。そして左岸側、右岸側の問題もございますので、そのへんを町としてどのように取り組んでいかれるのかお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

矢野議員の質問の要旨の8番目の、伊与木川のせきの関係ですけれども、これについて私の方からお答えさせていただきます。

伊与木川のせきにつきましては、本流ですとね18個程度のせきがありまして、その多くがですとね昭和10年以前に造られたせきでありまして、施工後76年以上経過しております。せきにより水位が高くなり、土地の有効活用ができない個所があるということですが、長年このせきのせき利水により水田等の農業用水として、長年にわたってですとね水利組合などの関係においてですとね日常管理がなされ利用されています。

この伊与木川につきましては、市野瀬集落上流のせきですとね、中田頭首工までですとね高知県がですとね河川管理者でありまして、その河川にですとね構造物の新築や改築、あるいは除却しようとするものはですとね、国土交通省

令に基づきまして、河川管理者がですね定めるところによりまして河川管理者の許可を受けなければなりませんけれども、相当な理由がないとですね許可にならないし、難しいと聞いています。

当時はですね、関係者の合意により施工されているというふうに考えておりますし、長年利用されてきた水利ですので、せきの改良等をですね行う考えは持っておりません。

今後においてはですね河川管理者に対して、河川に土砂等ですね堆積によりまして、河川管理上ですね支障が生じる場合などにおいてはですね、地元要望と一緒に町も要望したいと考えておりますけれども、せきを町独自でですねどうにかするというような考えは現在は持っておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

私は下流の水利権を尊重するという必要は当然あるという質問をしておりますので、下流の水利権は当然守らないけません。それは維持しつつ、上流の生活をいかに守るかということなんです。だから上流を、水位が高い所の上流の農地の対策をどのようにされますかと。そういうことについて何らかのお考えはございますかという質問なんです。

以上です。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

上流の農地の対策ですけれども、一定限その河川の方はなかなか難しいと思いますけれども、農地の方ですね、一定限、簡易な圃場（ほじょう）整備等によってですね対策を図るとか、そういう分野はですね、今後、関係者とですね協議しながら進めなければというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

それではですね、9 番目ですね。国道 56 号不破原才小谷、カッコ、電光掲示板付近なんです、右折レーンの必要性について問いますと。

ここは多分ご承知やと思うんですが、白線で追い越し可能区域でございます。高知方面へ走るときですね、右カーブ曲がって白線に入っていくもんです。どうしてもそこで追い越しをしたくなる所でございますが、そこに、その右側へ入っていく人家のある場所でございます。そこで接触事故とか、あるいはひやりの事故いいですか、ひやりがございます。で、これはもう放置すれば、多分大きな事故が発生するなあとおっしゃるんですが。一つは道路管理上は当然国の問題でございますが、黒潮町内の交通安全計画につきましては町長が責任があるわけでございます。

従いまして、この現実をとらまえてですね、町長の方はその地点の改善についてどのようなお考えをお持ちでしょうか、質問致します。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

9 問目の質問に私の方からお答えします。

この不破原地区の追い越し可能の区間のことでございますけれども、平成 22 年度の不破原地区の部落要望にもありまして、そのときの要望内容は、この追い越し可能の区間に追い越し禁止の延長をしてもらいたいという要望でございました。

そのことを受けまして国交省の方に要望に行きましたところ、国交省の見解では、この前後の区間がほとんど追い越し禁止になっておりまして、交通渋滞を緩和する意味でもこの区間を追い越し禁止にするということ是非常に難しいということでもございました。であれば、そこでふと、拳ノ川の右折レーンのことを自分思い出しまして、右折レーンを設置したら、まあ、この才小谷の所に入るに危険が伴わないのではないかということも思い付きましたので部落の方に、追い越し禁止のラインの延長ではなくて右折レーンの設置ではどうかということで問い掛けを致しましたところ、それに越したことはないということをいただきましたので、今度は国土交通省中村国道出張所に現地においでいただいて、現地で協議を致しました。ちょうどそのときに矢野議員も通り掛かったことを記憶しておりますけれども、相手のその進入路となる所が、町道の不破原小谷口線という相手方になります。延長が約 100 メーターで、終点から農道になりまして、行き着く所には町の水道の配水栓がありまして行き止まりといった道路事情でございまして、国交省の見解としては、ここに右折レーンは難しいという回答でございました。

前後に追い越し可能のあるラインで右折レーンを設置するとなると、その導入の車線を変更して工事費が多く掛かるということでもございました。先に申しました拳ノ川の所は、前後がはみ出し禁止、つまり追い越しできない所でございますので、右折レーンを設置するにもそれほど距離を要しないのでできたということでもございます。

ご質問は、町がその右折レーンの必要性について問うということでもございますけれども、町の方から右折レーンが必要だということでも要望を致しましたので、その必要性については認識をしているところでございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

それではですね、追い越し禁止区域に指定すれば右折レーンのことについては、まあ先ほどの国の考えからいうと、禁止区域にすれば右折レーンについては整合性が出てくるということですか。

どうです。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

一方でですね、県の公安委員会の方にも同様の要望を致しまして、要望するということを部落の方に回答致しておりましたので要望に行っておりましたけれども、道路管理者である国土交通省が必要と認めたものについて、その安全性について意見を具申するという立場にあつて道路管理者のことを優先しますので、私どもの方でその線形を変えるとかどうとかいうことの見解はできないという回答をいただきました。

議員が今言われましたように、追い越し禁止にすればということでもございましたけれども、追い越し禁止にするという考えはないという回答でしたので、以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

結局ですね、ここで黒潮町はどう考えるのか。県が言うからいかん。国が言うからいかん。何か地方分権の趣旨からいってもですね、黒潮町内での生命、財産を守るべき黒潮町がですね、この問題をどう解決しようとするのか。その点はちょっとお聞かせください。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

右折レーンについては、住民の皆さんの尊い命と財産を守る観点から必要性があると認識しております。ただ、国道が国土交通省の管理下にあるもので、町の裁量でそこをどうこうするということはできないと、そのように考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

3 回目済みしましたので次行きます。

ちょっとここにも関係あるんですよ。実は 10 番目のですね、国道 56 号へのこの影地。橋の上がですね凍結し、事故が大変多い。交通安全対策を問うということですが。

これは去年の暮れから今年へかけてですね、まあ雪が降りさかったときはやむを得んですが、その後、明る日とか、その次の日とか、やっぱり国道が影になった場所、あるいは橋の上がですね、凍結しておるもんですからね、そのまま飛び込んではその事故を何か所でも起こされておるんですよ。私は東の方しか見てないんですけど、多分西の方でもあったんじゃないかなと思ってるんですが。これはですね、道路管理上の問題も当然ございますが、交通安全対策につきましては、やはり啓発、啓蒙（けいもう）は私は町長の仕事であるというように考えております。まあ条例もそうなおるはずでございますが。

で、そこからですね思うのは、やはりそういう凍結する事態に陥るときが大体冷やいときでございますので、あらかじめその場所に差し掛かる手前辺りに、何らかのその分かるような表示なりすべきであると考えますが、この点についていかがお考えですか。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

10 番目のご質問にお答えします。

国道 56 号の影地、橋の上が凍結し、事故が大変多い。交通安全対策を問うということでございますけれど、このことについて国交省中村国道事務所に確認に行きました。路面凍結に対する対応を伺いますと、まず、日々の道路巡回パトロールは、四万十市古津賀にある中村国道出張所を起点にしまして、東西を一日交代で巡回しているとのことでございます。

ご質問の、路面凍結に対する交通安全対策としては、毎日午後 5 時に発表される、翌、明朝までの時間ごとの予想気温でマイナス 2 度の値が出たら、その日の午後 10 時と、翌日の午前 5 時に国道を巡回パトロール致しまして、路面凍結が確認されたら、随時、塩化カルシウムを散布して凍結を防いでいるということでございます。

す。

また、積雪については、積雪量が5センチメートル以上になると国交省が国道の維持管理を委託している建設業者が除雪用のモーターグレーダー等を出動させ、随時、除雪作業を行う。そういう安全対策を取っているとのことでございます。今、議員が申されました看板等の表示等については、今後また町として要望していきたいとそうように考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

11番目です。国道56号片坂は、人家の上をですね通過しています。路面はですね、亀裂が私が見る限りではだんだん大きくなってきておると。この現状をいかに認識されておりますか。また、速やかに改修を要するものと考えますが、国交省に対して要望を行いますか。

あの場所はですね、もともと片坂というのは丁寧にも二重に通ってまして、元の場所からいうと、もともとあこ通ってなかった場所なんですね。後でまあ、44年にあこ通ったんですが、それは前の道からいうと大変素晴らしい道になって、これはその点ではありがたい話なんです。

ご承知のようにあそこはですね、地形いいですかね、地盤いいですか、山が崩れ落ちた所に人家が建ち、その上をまあ道が通ったかなあと、そういうことを考えておるんですが。やはりあそこが改良以来、だんだん亀裂なんかができるものですから、補強をしていただいております。やはり私がそこを通るとき、利用するときにもやはりひび割れ、亀裂が大きくなってきたなあということは見ております。

ここら辺りについてですね、私は。というのは、最近のこの東北地方の大きな災害により、ますますこういう道路、国の予算というのは、そちらへ向けなければならないであろうと、当然。だんだんこちらへ来る分は、私は少なくなるであろう。まあそら、お互いのことをして、辛抱するときはしなければならぬ。が、こういう災害が、恐れがあるというような場所でございますので、これは何としても速やかに改善していただきたいなあ願っておるんです。

その点からですね、ご質問をするわけでございます。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

矢野議員の11番目の質問にお答えします。

先ほども申し上げましたように、国道56号の維持管理は国交省中村国道出張所で行っておりますけれども、議員がご指摘の場所については、平成22年度の市野瀬地区の部落要望で、この坂の上から排水される水が人家に及ぶということで、その現地調査を行った際、私が道路にずっといまして、坂の上までずっと歩いてみますに、そのときにひび割れを私自身も確認しております。

そして、その地区では黒潮町が発注した別の工事がありまして、その検査を平成23年3月2日に行いました。そのときも、またそのひび割れのところまで行って確認致しました。私の目で見るとは亀裂が大きくなっていくというふうには思いませんでしたけれども、議員が見た所では大きくなっているという、見た場所が違うかも、それは分かりません。

そのことを受けまして中村国道出張所の方に確認に行って、把握をしているかどうかということを確認致しましたところ、確認をしておりました。そして、地形が動いているということではなくて、アスファルト舗装

の耐用年数が経過しているものという認識でございました。そして、その補修については、管内でそれぞれ優先順位をつけて、随時実施しているということでございましたけれども、ちょうど同じようなケースが小黒ノ川の坂道でもありまして、一定、補修の手はずを整えていただきました。

そのことも受けまして、大変せんえつではございましたけれども、その要望を行いますかということでございますが、要望を致しまして、回答もいただいてまいりました。今年の雨のシーズンまでにはアスファルト舗装の補修をやって、その経過を見るということでお返事をいただいてまいりました。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

早速、先走ってやっていただいたということは、大変私は素晴らしいことやと思っております。

それで、国交省におかれては、あの辺の調査をしていただいておりますということは私も承知しております、前向きにやっていただいておりますのだが、私は早くやっていただきたいなあと思っております、それで質問したわけでございます。

次ですね、12番ですね。自動車専用道、金上野から拳ノ川間の工事着手、拳ノ川から佐賀間の事業見通し、ならびに大方バイパスの見通しを問いますという。

実はですね、この私はちょっと飛び込みでひとつ申し訳ないが質問させてもらいたいのは、予算書ですね、56号大方改良事業用地事務委託金657万3,000円、歳入へ組んでおりますが。私はこの国難の折ですね、私はもう頂かずにですね、これは基金を崩してでも黒潮町がですね、ずばっとやりますと言ったほうが、私は国に対するアピールというものは大変強いものがあると思うんですよ。苦しいときに黒潮町も頑張ってやってくれたということが、国に対して何よりもその宣伝効果になると。言葉は悪いけど、まあ熱意を示すということになるろうかと思えます。

これ大方の改良と書いてますけどね、ここは大体、そこの中村の逢坂峠から片坂の峠まで大体約1時間くらいなんですね。その間の黒潮町はその管内に56号が走ってるわけでもございまして、全体的にもやっていたかかないといけないし、当然その大方バイパスは前々から言っておりますように早くしなければならぬと私も考えておりますが。657万3,000円頂くよりも、町長、こんなものはもうね、国難の折、返上致しますと。黒潮町としてはね、基金を崩してでもこの問題に取り組みますと言っておくほうがね、なんぼの効果があるやら僕は分かんないと思えますよ、これは。これがね、組めれんような財政状態ではないと思えます。

それと佐賀町時代にはね、こんなことはなかったですよ。国からお金を頂いて、その調査委託業務するじゃってのことはなかった。ほんでね、私はね、これはやはり大西町長のそのどう言いますか、前向きな気持ちはですね、ここへ見せた方が私はええと。国がいくら大きな組織いってもですね、結局その組織を動かしておるのは人間一人一人ですから、その人間に対していかに黒潮町の子細を訴えるか、理解していただくかということが一番のその大事なことやないかなあ。100万回陳情するよりも、これの方が私は効果があると、こんなふうにありますので、ちょっとその災害がなければこういう発言はしなかったかも分かりませんが、ぜひですね、町長、その点については、もしこの場で答弁がいただけることであればいただきたいし、この場はちょっとまづいので時間貸せやということであれば、それはそれで結構でございます。

ほんで、ただ、さっきの12番の通告しておることにつきましては、ご答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、冒頭ございました、用地取得交渉の事務委託契約を結んで国交省と事業進ちょくを図ってるわけでございますけれども。この事務委託契約の契約を結んだときと結ばないときのその職務の制限に何かの差があるようございましたら、もしかすれば事務委託契約で金銭を頂いたときの方がうちの職員が動きやすく、なおかつ国交省の負担軽減が図られるということでございましたら、今のままでもいけるのかなどそのように考えておりますし、まだ詳細につきまして全く分からないもので、ちょっと庁舎内で検討をさせていただきたいと思っております。

それから通告書に基づきまして、自動車専用道、金上野拳ノ川間の工事着手、それから拳ノ川佐賀間の事業見通し、ならびに大方バイパスの見通しについての質問にお答え致します。

まずは、自動車専用道路の金上野拳ノ川間につきましては、平成23年度より本線工事に着手するとお伺いしておるところでございます。既に、本年2月、3月には、橘川地区で橋梁（きょうりょう）下部工事を、また市野瀬地区では橋梁（きょうりょう）下部工事に必要な工事用進入路が発注されているところでございます。なお、ほかの地区でもまとまった用地取得が出来次第、順次工事着手をしていただけると聞いておりますので、町としましても引き続き早期供用に向けた用地買収等で、引き続き協力をしてまいるところでございます。

また議員には、該当となる部落の区長と致しましてご協力をいただき、この場をお借り致しましてお礼を申し上げます。

次に、拳ノ川佐賀間についてでございますが、これもこれまで申し上げてまいりましたとおり、国土開発幹線自動車道建設会議が廃止され、高規格幹線道路の整備が事実上全国で凍結となっております。現在、その整備計画を協議することとなっております社会資本整備審議会の委員の選定が終わったとお伺いしております。順調に審議が進めば夏ごろには整備計画の大枠が示されることになろうかと思っておりますので、注視をしているところでございます。また、そのときに事業採択していただけるよう、あらゆるチャンネルを通じて要望を行っているところでございます。

最後に、大方バイパスについてをお答え致します。ご承知のとおり、現在、用地取得交渉を国交省との事務委託契約で行っているところでございます。今年度の用地予算も消化見込みとなっております、来年度は用地費に本格予算がつくことになるとお伺いしているところでございます。現在、町としましては、構造協議や付帯工事の協議を進めているところございまして、用地交渉と併せて国交省との連携に努めているところでございます。

以上の3カ所につきましては、2月9日に国土交通省四国地方整備局から公表されました直轄事業の事業計画等の中で、いずれも平成28年度以降の供用開始予定となっておりますが、町としましては1年でも早く前倒しで供用ができるよう関係機関への要望を引き続き行ってまいります。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

13番へ行きます。

中村警察署から、この黒潮町の東はですね、端は、まあ約1時間の距離にありますね。暮れから新年へですね、雪、それから路面凍結により、国道56号は大変事故が多く生活が脅かされました。幸い、その拳ノ川駐在所がですね、そこにあるわけで、速やかに処理をしていただき。この処理というのは、事故処理という意味で

す。大変感謝しています。町で警察駐在所と防災施設を併設し、駐在所が今後とも存続するよう取り組む考えはありませんか。

今までも駐在所については質問を繰り返してきておりますが、なかなか予算がつかんじゃなんじゃという話をいただくわけでございまして、これはもしかしたら、できんかもしれんかなあという部分がこうよぎっておるわけでございます。

この地は、やっぱりその窪川は近いわけでございますが、あその窪川峰ノ上の所で、片坂の峠で、一寸違ってもですね、もう全然、所轄でなければ取り合っただけないということがございます。やはりそこに駐在があるとですね、対応が早くできるわけです、事あるときは。本来は駐在の仕事ではないようでございますが、交通事故については、ただ、中村署の方も大変忙しいようでございまして、来るにしても時間がかかる。特に雪のときなんかはですね、なかなか思うようにその道が走れないわけでございまして。

私も暮れはですね窪川へちょっと出掛けておって、8時ごろに出掛けて、まあ11時ごろ帰ってきよったら、もう全然車が走らんりまして、国道の上を。私だけやないですよ、たくさんの車が走れない。もう仕方ないから車を道縁へ止めて、幸い清水の方が、帰省されておる方がおいでまして、恥ずかしながらその方に、その方は目の前でチェーンを掛けましたので、その方に積んでいただいて。その帰る途中がですね、峰ノ上とか片坂、橘川と拳ノ川の境など、まああの間、大体8キロ、9キロの間でございますが、数件の事故がございました。で、これはですね。しかし、その駐在が近くにあるもんだから、早いわけですね処理が。これ大変、その車で乗りよった人間が乗れんるといらいらして、その上事故にでも遭うとですね、まあこれは難儀な話でございます。

やはり権限を持った方がそこにいないと処理ができないということがございますので、ぜひですね、その駐在所だけというような考えでは、発想ではなく、今後来るであろう南海地震にも備えてですね、そういう防災施設と一緒にすればですね、またその駐在も、県警の方もですね、一定のご理解をしていただけるんじゃないかなあ。まあ、そのように考えております。

用地についてはですね、まあ私らも地元としても心当たりがないでもないでございますので、ぜひですね前向きな答弁をいただきたいわけでございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

それでは矢野議員の質問にお答え致します。

町で警察駐在所と防災施設を併設し、駐在所が今後とも存続するよう取り組む考えについてお答え致します。

拳ノ川駐在所の存続等につきましては9月定例議会でもお答えしましたが、拳ノ川駐在所の引き上げという考えはなく、存続していくということを確認しているところです。

この春の中村警察署の人事異動により、あいさつにいられた後任の方や、また、今回の一般質問を受けて中村警察署の方に問い合わせたところ、現段階では前回回答したことと変わりなく、拳ノ川駐在所の現施設は老朽化し、建て替え時期になっていると。建て替えについては、移転先が明確に決定すれば必要な予算措置を取ることとなるが、前回も同じことになるのですが、他所の駐在所移転計画もあり、拳ノ川駐在所の建て替え時期については未定であるという同じ回答をいただいております。

そのことを受けまして、黒潮町と致しましても防災施設と併設した駐在所の建設をとのことですが、この件については財政面のこともあり、ただ、中村警察署が移転先を明確に決定すれば必要な予算措置を取ること

なると言われていることから、存続に向けて地域住民の期待に応えるべき候補地が決まれば、地権者への協力要請は惜しまないので早期建設をお願いしたいと、今の段階ではそういう形で伝えているところです。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

これはですね、平成 17 年にですね、どうも拳ノ川駐在所はなくなるかも分からんよという情報が入ってきてですね、そこで慌てて取り組みだしたわけですが。その後ですね、18 年ごろは土地はどこがえいろうか、ここがええろうかというて、まあヘリコプターまで県警は飛ばしてくれたんですが。ヘリコプター飛ばしたのは 18 年やったかな、17、18、そのころですね。

で、私ももうそれは今にもその建て替えができるかなあところ楽しみよったところですね、いつの間にか、ああでもないこうでもないという話になってきまして、やっぱり地元とすると不安になるんですね。自動車専用道路ができるのは大変ありがたいことやけど、ちょっとその治安の面ではどうかという心配もございまして、ああいう、まあ昔からの国境地帯でございまして。

それで私は、場所が決まればというのはですね、どこが決めるんでしょうかね。これ、場所が決まれば、県警が自分の土地を決めるのに場所が決まればというのが妙に心配なわけですが。せっかく答弁をいただいたところではございますが、反対にですね、いつ決めていただけますかというような質問をぜひですね、県警の方へしていただいたらありがたいなあと。その方がもっと流れとしてはいいかなあというように考えますが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

この件につきましてはいろいろと私も気に掛けて、中村警察署の方へ問い合わせしているところですが。

今、矢野議員のおっしゃられたことを踏まえて、今後いつ候補地が決まりますかというようなことも打診してみたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

どうもありがとうございました。

だいぶ時間を残しておりますけれども、まあこれを最後になりますので、大西町長、初めて組んだ予算でございまして、これからの成果を期待しておるところでございます。

まあ体に留意されてですね、仕事をしていただきようという分はその背広を見れば分かりますので、まあ健康にも留意していただき、それから補助機関の皆さまもですね、今まで以上に町長を支援していただきたい。願うところ、下村町長は全国に誇れると言いましたが、大西町長にはぜひですね、黒潮町は世界にここ一つしかございませんので、世界に誇れる黒潮町を目指してですね頑張ってくださいと思います。

これを持ちまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、15時40分まで休憩します。

休 憩 15時 27分

再 開 15時 40分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、坂本あやさん。

6番（坂本あやさん）

本日、用意させていただきました一般質問1つでございます。

公共事業とか各種事業のですね修繕とか、それから公共事業の発注等の時期は適正かということをお聞きしたいと思っております。

質問の方で22年度ですね、今年度末で完了する予定の町が発注してる事業についてお伺い致します。

これ、3月1日現在で一応切らせていただいたんですけれども、平成22年の4月1日から今年度が始まっていますけれども、3月31日までの間にどれだけの事業が消化しなければならないのかということになるとかなりの数があると思っておりますが、この年度末の3月31日までの間に、あとどれだけの事業が残っているのか。そのことについて、私がちょっと疑問を持ったところがありますのでお伺いしたいと思っております、1日の段階であとどれだけ年度末に残ってるのかということを出していただきたいと思っております。

この3月31日までに残っている事業ですけれども、それを出した時期というのは適正だったのかなということをお伺いしたいと思っております。

例えば、大きな事業があつて、その工期というのはある程度やっぱり適正な工期がなければですね、きちっとした事業ができないと思うんです。その事業の間にですね、十分な工期を取ってお出しになっているのかどうかということをお伺いしたいと思っております。

それと、もしですね、今の3月末までにやっている事業の中で私がよく体験する中ではですね、担当の方にこの事業はどうなってるんですかっていうふうにお聞きするとですね、今、調整をしよう最中ですか、それから、わしらも忙しいとか、そういうお声がですね、いただくときがあります。確かに忙しいのは、私もよくこの庁舎内に来らしていただきますのでよく分かるのですけれども、そのことが、もしもですね、その発注の時期の遅れだとか、それから地域の方々の要望に応えられない結果につながっているのではないかと、ちょっとこう意地悪おばさんのような質問ではございますがお伺いしたいと思っております。

お願いします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは坂本議員の一般質問にお答えしてまいりたいというふうに思っております。

まず1問目に、3月1日現在で幾つの事業が行われているかということですが、これもですね、調査するに当たっていろんな意見もいただきましたが、やはりある程度の金額というようなことでですね出ささせてもらっておりますので、ほんとに修繕的にですね数万という部分は入っておりますので、その点ではご理解いただきたいと思っております。それと、このご質問の中で、まだ発注できてないという部分もありましたので、その部分は含めて計算致しました。

それで、件数と致しましては54件でございます。

2番目の方ですね、完了予定日はいつか。また、発注時期はいつだったかということですが。

これ、ほんとに多くありまして、まあ発注時期についてはですね、情報基盤整備事業につきましては、22年の7月6日ということでやっております。それ以降ですね、入札契約と、まあ随契もあるわけですが、現在残っております部分ですね、31日にそれぞれやっておるというふうにご理解願いたいと思います。

それから完了予定日ですけれども、これもまたそれぞれありまして、また繰越明許費という部分がこの場合には出てまいります。まだ議決を受けておりませんので、基本的には3月31日ということになりますので、その方向で算定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

完了予定日としてはですね、大きな事業、繰越明許がある部分につきましては、3月25、あるいは30日、31日というようなことであるわけですが、これもですね3月10日以降、11日間くらいでだんだんにしまいつけるという予定でございます。しかしながら、今、答弁致しましたように繰越明許費の関係がございますので、その点はですね、その中に入っておるということでご理解願いたいと思います。

それから3点目に、さまざまな事情で発注時期が遅れたんじゃないかということですが、職員はですね、本当に一生懸命事務をしております、発注までにはですね、用地の問題、それから登記事務。また、地元受益者との協議などを整理しながら発注にこぎ着けるということでございます。

それから発注後もですね、また現場でいろいろな協議が出てまいります。そういうようなことがありますので、ここでこの工事がなぜ遅れたかというようなことは、ちょっと数多くてですね、個々の事情がありますので一概にはお答えできませんので、その点はご容赦願いたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

今、ご答弁いただきました中に、まあそれぞれの事情があるというのは、まあそういうお答えをいただろうということは思っておりましたことでございますけれども。

私が一番気になっているところはですね、今、この議会の中の、議員の中の質問の中でもですね、入札の状況なんかの意見があったときにですね、地元の業者の方に、なるべくこの時期ですから事業が取れるような、そういう出し方をしてほしいとかですね。そのことに対しては執行部の方も、地元の業者の方々なるべく事業を取れるように分離発注を考えたりとか、そのような形で対応しているというご答弁を何度もいただきました。まあ、この体制についてはですね、この地域の状況において執行部が当然、地域の方々企業の企業を守っていくというところでは、ほんとに方向性としては私も賛同するところですし、もちろんそうあるべきだというふうにご考えています。

それで、先ほども繰越明許費の話等もございましたけれども、確かに今年度の決算見込みでも100億を超える。そしてその中には、当然、国の財政支援の状況で突然入ってくる事業に対応し、前倒しの事業を入れることによって繰越明許にならざるを得ない事業がある。このことについては、私、否定しているわけではないのです。これが3月31日に終わらなくとも、それは問題ではないと思っております。

それは逆に言えばですね、大体、単年度消化していかなければならない事業がですね新たに出るときには、業者の方に入ってきて実際動きだすころになると、6月であったりとか、7月であったりとか、当初から動けない事業が大変多くて、事業の方はもっと早くから事業を出してもらうことはできないのかということですね、何度も執行部の方もお聞きになってると思っております。私もそういう声は何度も聞いていますので、ですから繰越

明許費等があつてですね、その前倒しになった事業を次年度の当初から掛かれるような体制をつくるというのは、ある意味、地域の業者さんにとってみればですね、3月末までの工期がある中で事業を仕分けしていける大きなメリットにつながる事業であるということで、私はこのことをどうこう言ってるわけではないのです。

それで、先ほどご説明がありましたように、執行部の皆さんには執行部の事情というものがあると思います。確かに、工事を出そうと思えば、建設の事業であればですね、土木事業であれば、当然用地がなければ、その事業は進みません。それは入札前から分かっている話です。そうしたときに、どういうふうな形で用地を動かしていくのか。特に事業費がもうせっぱ詰まった状況になればですね、一日も早く企業の方にこの事業を出してあげなくてはならない。そういうお考えの下に私は動くべきだと思っているし、当然そうしていただいているというふうに認識もしておりますが、なかなかですね住民の皆さんのご意見と、執行部の皆さんのお考えの中との乖離（かいり）があるということがありましたので、今回このようなことを取り上げらせていただいております。

まあ一つはですね、今も話もしましたけれども、予算が決まって事業が発注されるのに、ほんとに最低限だけだけの期間が必要なのでしょうかということです。

例えば、いろんな事情があつて、その地権者の方がですね、なかなか決まらない等々の事業がある場合には、それはもう致し方ない部分があります。しかしですね、工期が3月31日までということであれば、当然それが遅れれば、事業を受ける事業者の方に負担が掛かるということを頭に置いてやっぱり仕事をしていただきたいと思うんです。皆さんの仕事が一遅れれば、年度末までに一生懸命やらなければならない事業者の方々の工期が一日縮んでいく、短くなるということです。無理が掛かるということですよね。ここを、今管理されてる執行部の課長の皆さまにはですね十分認識をしていただきたいということで、この質問をさせていただいてます。

本当に管理職の皆さんが管理されている各課の事業は、適切に行われていますでしょうか。それをお答えいただきたいと思っています。

そして、もう一つ。この発注の時期なんですけれども、少し見させていただきましたら、非常に大きな事業がございます。例えば、まあ何の事業とは言いませんが、総事業費で6,300万ほど掛かるような事業がですね、発注されるのが1月になってからというような事業もございまして。そうなったときにですね、この事業を年度末の3月30日工期になってます。ほんとに十分な事業ができるでしょうか。

夜、明かりがついています。そして、日曜日にも休みもなく、この3月の状況。事業者の皆さんは、ほんとに寝る間も惜しんでですね仕事をしています。体調不良を訴えています。この現実をですね、やはり課長の皆さま、よく分かっていたいただきたいと思うんです。ほんとに仕事が出るということはあるがたいことなので、多分業者の方というのはですね、こういうふうには言わないと思うんです。ただ、もう一生懸命その請けた仕事を工期に間に合わせるために頑張っているんじゃないかと思うんです。ですから、ここを考えるのは我々、それから執行部の皆さんではないかと思ひます。

こういうふうに具体的なことをまだ言えばですね、こんな話を聞きます。事業は本当に3月で終わらせなければならぬし、一生懸命はやっているんですけども。でも、例えば職員の方々がいらっしやらないので、検討しなければならないことの調整が後回しになったりとか、事業をしていけば変更箇所、確認したい場所、いろいろな所ができています。壁の色を一つ決めるのにも担当がいなければ決まらなくて3日、4日かかることがあります。年度末の忙しいときにそういうことが起こったら、どれほどの負担を業者の方に掛けているか。このあたりをもう少し考えていただくことはできないでしょうか。本当に忙しいということですね、私も分かり切った上でですね、このお話をさせていただいております。

それから、まあ、この2点まずお伺いします。

工期というのは本当に、この工期にしか出せなかったものでしょうか。どの事業というふうに絞っていないので答えにくい部分はあるかと思いますが、ほんとにその。一つ例えば公共事業であれば、基準となる発注から仕上げまでの間に一体どれくらいの工期が要るかということはですね、調べて、この事業だったらこの期間でできるということを確認した上でお出しになっていらっしゃるのでしょうか。

それから、今の工事の現場をどれくらい見に行ってくださいていますか。

その2点、先にお伺いします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず、工事関係のもろもろの課題ということですが、

まあ予算を議決していただきますと4月から始まるわけですが、その場合はですね、できるだけ早期発注ということを中心して対応しております。

それから、業者の方からよく言われることがですね、切れ目ないように、できるだけ満遍なく出してもらいたいというようなこともありまして。また、中小企業育成、地元育成ということですね、その部分にも配慮しながら、可能な限りこの3件についてはですね心掛けて、課長にですね要請しながら対応しております。

工期の件ですが、工期の決定の大きなものはですね、まあ土木工事に、特に道路関係でしたら、工事内容によって標準的なものがありますので、それに基づいて対応しております。特に5,000万以上になりますと議会の議決ということがありますので、議会の時期、まあ定例会があったらそれでいいんですけども、どうしても大きな工事で少しでも早急に発注しなくてはならないということになりましたら、またいつものとおりですけれども臨時議会を開いていただいて議会の議決をいただいております。現実には、そこを基本に対応しております。

以上です。

（坂本議員から「現場には行ってくれますか」との発言あり）

現場の確認という部分につきましては、これはもちろんのことです。

回数が何回だからいいとか悪いとかじゃなくてですね、設計書の部分に合っておるかどうかも含めて現場を確認しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

先ほど課長が答弁していただきました53件でしたかね、54件でしたかね。この事業は、基本的には100万以上の事業ということでよかったですかね。もっと大きかったですか。

（議場から何事か発言あり）

もっと下。はい。もっと下の事業があるということですね。

でも、1万、2万とか、そういう細かな事業は入っていないということです。

で、地元の業者さんというのは、かなり細かい仕事から拾って仕事をしていただいておりますので、今、課長がご答弁になった以上に3月末の事業というのはあるんだというふうには私は認識しているんですけども。例えば、人口1万3,000のこの人口の中ですね、土木事業に携われる業者さんが何軒あるのか。それから、

電気関係。今、電気、非常に情報基盤整備なんかの大型の事業が入っているので、電気屋さんの方々の仕事も非常に混んでおりますよね。で、今日もこの後ろのトイレが直らないというのは、なかなか事業をしていただける、事業をやってくる企業の方がですね忙しくて、このトイレもなかなか直らないというのが、今、この3階のトイレが直らなった原因だというふうにお聞きしました。

やっぱりこういうことがですね、やはり細かく、やっぱり事業を見ていくことが必要ではないかと思うのです。私、今回この事業をお願いするに当たって、一覧表ありませんかってお聞きしたんです。そうしたときに、一覧表というのは、この町内の事業の一覧表というのを管理している表はないよということでした。ですから、多分、各課の課長さんそれぞれは、ご自分の担当課の事業は把握していらっしゃると思うんですが、他の課の事業がどれだけあるかということについては十分な把握ができていないのかなというふうに、失礼ですけども思わざるを得ませんでした。

なぜかと言いますと、それをどうして言うのかというと、やはりこの黒潮町の中の業者の方に仕事をしていただきたいと思っているのに事業がこんなふうに集中してしまったら、もっと広く事業をしていただけるのに、やりたい事業があっても断らなくっちゃいけない、そういう事業者の方があると思うんです。だから、先ほど総務課長がご答弁あったようにですね、切れ目なく事業を出してもらいたいという言葉につながってきてるのではないのでしょうか。

細かいことを丁寧に拾ってあげばですね、もっと早くからですね、トイレの改修とか、それから5万でも10万でも早くから出せる事業ですね。議会に掛からなくても、町の方で単独で出せる事業、早めに出して、議会を待たなければならぬ事業は時期が分かります。それまでに出来る事業は早めに出してやれよということですね、各担当の方に徹底していただきたいと思います。それをすることによって、業者の方はもっと1年間の事業の計画も作れるし、年度末にもう不眠不休というんですか、休みもない、寝る間もない、それでやって、事業費がどれだけ上がるか。できたらその3月には、1人がやれる、一業者がやれる事業というのはやっぱり決まってくるので、もっと9月とか10月にやって、最終的に3月にどうしても残らなきゃいけない事業はこれなんだと。そういう年間のスケジュールをですね、やっぱり業者の方にも示していくというような、その行政の方はですね、当初で大体、私たちは予算を決めるわけですね。当初予算で予算が通った。そうしたら、その事業をどういうふうにして今年1年回していくのか、この事業はいつごろ出るのか、問題はどこなのか。それをやっぱり協議していただきたい。課長会の中でそれを十分吟味して、各課の方がやっぱり事業調整してあげないと。一遍に、ほんなら4月に全部出しますと言うてもですね、4月にまた請けられる企業も決まっていますし、業者さんの数も決まっています。今はですね、たくさんの方の業者の方もこの不景気なときですから、以前のように職人さんを何人も抱えて仕事ができようわけではないです。家一軒建てるのにも、大工さんはいろんな大工さんが協力し合って棟上げをします。今日はどこどここの家建てがあるから協力してくれよという形で、2軒、3軒、4軒の業者さんが一つの事業を分けあってやりようような状態です。そういうところでですね一遍に事業が出て、なかなかそれは現実的に請けれません。

そこをどうかですね来年度は考えて、この23年度当初予算、私たちも審査させていただきました。どうぞその後でですね慎重な計画を立てて、漏れなく地域の方に事業が出せるような検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答え致します。

まずですね、今いろいろご指摘をいただきましたこの放送がですね、庁舎、佐賀庁舎の方も全職員の方に流れておりますので、多分、職員も相当腹をくくっていただいたというふうに思っておりますので、来年に向けてですね、今年もやっておるんですけども、来年もまた精いっぱい頑張りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

一層の努力をお願いしまして終わります。

ありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで坂本あやさんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 16時 06分

再 開 16時 14分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は、これですべての日程を終了しました。

これで本日は散会します。

散会時間 16時 14分